

議 事 日 程 (第 3 号)

平成29年9月8日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第54号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第55号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第56号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第57号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第58号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君			

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育委員長	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員会会長	佐藤啓之君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理委員会会長	土門隆三君
代表監査委員	金野周悦君	選挙管理委員会事務代理者	

☆

出席した事務局職員

局長	富樫博樹	議事係長	鳥海広行	書記	高橋和則
書記	瀧口めぐみ				

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(菅原和幸君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。
(午前10時)

委員長(菅原和幸君) 9月6日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、土門隆三委員長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

また、午前11時ころより本宮副町長が公務のため退席しますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第54号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第55号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第56号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第57号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第58号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第59号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)、以上6件であります。

お諮りいたします。6議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

上衣は自由にしてください。

それでは、補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) おはようございます。本特別委員会の副委員長ではありますが、指名をいただきましたので、1番手で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、補正予算の一般会計部分から3点ほどお尋ねいたします。最初に、明細書の9ページになりますが、総務費の一般管理費のうち上から2行目、新庁舎建設基本計画策定業務委託料につきましてお尋ねいたします。総務課長です。すみません、質問します。これから中身に入ります。この話に関しては、最初のうちは庁舎も古くなってきたからそろそろ建てかえをしなければいけないかという漠然とした話から、だんだんと煮詰まってきたような気がいたします。6月の定例会におきまして、松永裕美議員が新庁舎の建てかえ計画はどうなっているのかというふうに一般質問をしております。その中の答弁なのですが、言った、言わないということになるとまずいので、議会報に基づいてその答弁内容をお話するわけですが、役場の答弁としては、順番としてまず庁舎内プロジェクトで課題を整理すると。そして、その後町民や有識者による計画検討委員会を開催して、その後スケジュールを含めた改築基本計画を策定するというふうになっております。ただ、注意をしなければいけないのは、6月定例会のこの答弁では、改築基本計画となっているわけなのです。今回出てきたのが建築基本計画ということで、別に言葉遊びをするわけではありませんが、まずここら辺、これは同じものを言っているのかどうか。6月議会での改築基本計画ということと、今回出てきた建築基本計画という、文言が明らかに違うわけですので、同じものであるか、それとも別個のものであるか、ここら辺まず確認をさせていただきます。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

改築基本計画、建設基本計画、表現が違っておりましたが、同じものでございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 確認ですけれども、そうしますとこれからは建設基本計画といったほうを使っていくという理解でよろしいですか。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

そのようにご理解いただければと思います。

ちなみに、7月に庁舎内のプロジェクトを組織化しまして、第1回目の会議を開催をしました。そのときのプロジェクト名、庁舎建設庁内プロジェクト会議というふうに表現しておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) そうしますと、確認ですけれども、建設基本計画だということでこれからは通し

ていきたいと思いますが、そうするとその6月議会での答弁にまた戻るわけですが、スケジュール的には順番としては庁舎内プロジェクトで課題を整理した後、まず1番。その次に、町民や有識者による計画検討会議を開催し、それ2番。3番目として、その建設基本計画を策定するのだというふうになっているわけなのです。それがこれは文書議会報にいただいた原稿で載っていますので、そのスケジュールとの整合性、今のその進捗状況を含めた場合、この今回補正で出てきたものというものは、どういふふう位置されるといふふう考えたらよろしいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） ただいまのお話をもう一度整理をさせていただきますと、庁内プロジェクト会議を組織化して、しばらくの間そのスケジュール案のことも含めて建設計画策定委員会にたたき台としてお示しをする素案づくりをさせていただくこととなります。正式には、建設計画策定委員会でコンセプトも含めてということになりますが、具体的な機能であったり、配置計画等々の基本的な事項をスケジュールも含めてその計画策定委員会で策定をする計画にあらわしていくと、決定をするという形になります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そうしますと、ちょっと私の理解不足でよくわからない部分があるのですが、すみません、しつこいようですが、順番としてはその建設基本計画というのは3番目、一番最後に、6月議会での話の段階だとその3つで言えば一番最後に来るといふふうになっているわけなのですが、そこら辺では修正がかかったといふふう理解していいわけですか、内容的に実質的に。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 全て一連でありまして、プロジェクト会議でその基本計画の素案づくりをし、それを検討委員会に提案をし、決定をしていくと、そういう段階を踏んで計画を年度内に策定をしたいという趣旨でございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そうしますと、今回の確認ですが、建設基本計画、これは年度内の予算ということですので、ではこれも年度内に建設基本計画の策定業務委託が終了すると、完了すると。その計画が一定程度でき上がったものを得られるという理解でよろしいわけですか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） そのようにご理解ください。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） その建設基本計画の、あくまでも基本でしょうけれども、先ほどちょっと若干触れていただいたかもしれませんが、その書き込むべき、あるいは必要とされている、役場で考え、必要と思っているその建設基本計画の項目はどのようなものがあるか。例えば考えられるのが基本的なことですから、場所だとかあるいは建設時期だとか面積だとか予算額だとか、そういうようなことが一般的だと思うのですが、どのような項目をその計画の中に現段階で織り込むといふふう考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

この件につきましても、先般のプロジェクト会議で確認をし合ったところでありました。基本計画に取り上げる項目ということになりますが、本庁舎の役場庁舎の整備の必要性、コンセプト、基本的な理念、方針、そして具体的な機能のあり方、あるいはその規模と配置の計画、その中にはフロア構成というのが入ってこようかというふうに思います。それから、整備に当たってのその事業手法、発注手法等々が基本的な事項になろうかと思えます。そして、先ほど来のその工程、業務スケジュールというのもこの中に入ってこようかと思えますし、さらには財源をどのように手当てをするかというようなこともあらわしていきたいというふうに考えておりました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

この場合、一般質問ではないので、余り深入りはできないわけですが、ちなみにその基本計画ができた後のスケジュール、今の段階でもしお話しいただけるものがあれば教えていただきたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 腹案は持っているのですが、どうでしょうか、今来年度以降の3カ年の振興計画第2期実施計画にその計画をあらわそうとしております。まだ係長ヒアリング段階、これから企画課長、総務課長ヒアリング、そして町長等との調整会議、そして振興審議会に諮ってという、これからの作業でありますので、余りここで具体的にお話ししにくいかなというふうに考えるのですが、素案の素案という形でお話をさせていただきたいと思えます。

今年度先ほど申し上げましたとおり、基本計画策定にこぎつけないと思っております。今回この専門のコンサルから計画素案づくりの作業の支援をいただくために委託料を計上させていただいたというのも、かなりタイトなスケジュールになるというようなことで、これまで我々の経験値からなかなかこれほどのスピード感を持って取り組むというようなことは経験なかったものですから、コンサルの支援を仰いでと。やはり厳しいスケジュールの中で手戻りしないように、あるいは精度の高い計画づくりを目指していきたいというようなことで支援を仰ぐという結論に至りました。これも、さきのプロジェクト会議でそのように確認し合っただけのことです。計画が確定をいたしましたら、その後設計業務に入りたいと。通常のパターンでこれは進んでいこうかと思えます。基本設計、そして実施設計、基本設計づくりに先駆けてということになろうかと思えますが、耐震診断にも着手したいというふうに考えております。これを基本設計、実施設計1カ年ずつでまとめ上げて、最終年度、32年度に建設工事着工完了を見たいと、これが最短のスケジュールというようなことで予定をさせていただいている工程でございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 有利な補助制度を使うということがやっぱり大事というのは重々わかります。それは当然町民負担、金銭的な部分に係ってきますので、非常に大事なのですが、それと同時にできてプレハブ庁舎ということないでしょうから、100年ということはないでしょうけれども、少なくとも50年前後

は普通に考えて使うような庁舎だと思います。そういう庁舎ですので、スケジュールが大事だけれども、スケジュールありきでもまずいと思います。やっぱり庁の中で十分合意形成をしながらしていただきたいということをやっぱり強く申し上げたいと思います。これからどんどん急ピッチで進むでしょうから、折に触れてそのことについては私たち議員も発言していかなければいけないというふうに思います。

次に参ります。同じページですけれども、下のほうの負担金補助及び交付金の中のニュータウン青葉台住宅団地分譲新築助成金交付事業補助金につきましてお伺いいたします。いろいろなご努力のもとに、紆余曲折を経ながらも最終的には青葉台の団地の売却が進んでいるというふうに理解しております。その中で、その物理的な話とはちょっと違うのですけれども、やっぱり大事なことで考えていかななくてはいけないということは新しい団地です。当然農家が住むということはないでしょうし、恐らくサラリーマンの方だったり、あるいはリタイアした方だったりというような方、しかも言うまでもなく町内の方もいるかもしれませんが、町外の方もかなり多いという中において、その地域的なコミュニティーというのはどういうふうに健全発展していくのかなというのがやっぱり見守っていかななくてはいけない部分だと思うのです。いわゆるその空き家に入ってくる人に関しては、役場としてはいろいろその隣近所に挨拶しようとか、集まりには行きましようとかいうアドバイスはしていると思います。私自身も、最初入植当時はそういうアドバイスをいただきました。青葉台の入居の方にも、そういうようなアドバイスというと語弊が、上からのものになるかもしれませんが、遊佐町の中でこういうふうにするといいたすよというような助言のようなものというのは、その購入の前後になされているのかどうかお尋ねいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

青葉台団地の今回今年度補助を出す方につきましては、遊佐町の在住の方、あとは酒田市の在住の方が3件、あとだんなさんが上山市という方々が今回青葉台団地の契約をなされているようでございます。空き家バンクの場合は、一定程度集落支援員を通してそういった一定の遊佐町のルールといいますか、情報を提供することができるのでありますけれども、なかなか酒田市さんから来た移住者の方については、そういった部分についてはひょっとしたら手が届いていない部分もあるのかもしれませんが、そこは、集落支援員の方々からそういった部分についても広くカバーしていただけるような方策を考えていきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 失礼いたしました。今担当が総務課長だと思って、総務課長のほうを向いてお話ししてすみません。企画課長が担当でした。失礼いたしました。

その話の若干延長上でお尋ねしたいわけですが、戸数がある程度まとまってくると、十分その戸数的にいうと一つの集落を形成するぐらいの戸数、規模はちっちゃいでしょうけれども、なると思います。参考までにお聞きしたいのですが、新たにそこで名称は青葉台集落になるかわかりませんが、そういう集落を形成したりとか、あるいはその自治会の会館を持ちたいとか、そういう話というのは企画課のほうでつかんでいるものでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今のところニュータウン青葉台団地については、そういったお話はお聞きしておりません。可能性として、境田団地のようにそういった話等々出てくれば、検討は当然させていただくということになるかと思えます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 悪質の不動産業者であれば、売りっ放しということがあるのでしょうかけれども、遊佐町は当然そういうことはないと思っております。揺りかごから墓場までということは大げさかもしれませんが、やはりコミュニティーというのは非常に大事ですので、そこら辺も末永くフォローをしていかなければいけないというふうに考えております。

3点目に移ります。次のページの上のほうですけれども、13番委託料、公衆無線LAN環境整備事業委託料等につきましてお尋ねいたします。このことに関しては、等というふうになっておりますけれども、かなりの金額がいわゆるその公衆無線LANの整備事業に充てられるというふうに理解しております。それは、非常に結構なことだと思うのですが、ちょっとわからないところがありまして、どういう基準で整備をするお考えなのか。今回の事業で全て終わるのか、あるいはさらにプラスしていくのかということもあるのでしょうか、基本的なことですけれども、どういう基準で公衆無線LANを整備しようとしているのかをお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

まず、この事項別明細委託料の2,595万円でございますが、これは3つの事業がここに含まれておりまして、このうちの2,300万円がこの説明の記載にあるとおり公衆無線LAN環境整備事業委託料でございます。この項に限らず他の節、前のページからになりますが、需用費の45万円、それから役務費の26万円、そして委託料の2,300万円、工事請負費の中の30万円がこの公衆無線LANに係るもの。それから、次の備品購入費の186万円、これらで今事業化を図るものでございます。

ちなみに、その財源は、その前の歳入で7ページの総務費国庫補助金1,200万円の総務省の補助金、それからもう一つ、財源の一つとして8ページの町債、これは過疎債であります。1,000万円を充てるということで、町の持ち出しは全体事業費が2,587万円、そのうちの補助金、地方債を除いて一般財源387万円を整備を図るという予算の内訳になっております。

それで、どういう基準でというお話がございました。今回この補助金の名称にもあるとおり、総務省の事業で整備を図るというものでございます。昨年度からこの補助メニューが示されて、今回の申請をして採択に至って、今回の補正予算というところまで来たわけでございます。その狙いは、災害発生時の避難場所での情報基盤の、情報環境の整備を図るのがこの事業の目的でございます。ですからその整備箇所も、この補助事業対象とするところの15カ所がそのような避難場所、避難所に指定されている施設としておるところでございます。あわせて、もう2カ所自主財源で整備をしようとしているのが遊佐駅、ふらっとでございます。これは町としましては、観光施設整備という観点でも少しこれから拡充をしていきたいという狙いを持って、まずは今回そのように2カ所単独で整備を図らせていただいて、今後恐らくまた観光施設に関しましては、国のほうの補助メニューが拡大されるであろうと。2020年ころかなというふうに漠然とはありますが、思っているわけでありまして、そういった有利な事業を今後活用して観

光向けの環境整備を、情報基盤の整備を図っていきたいという方針でございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） その整備対象として、さきに言っていた15カ所のうちに旧青山本邸住宅も入っています。ここは、たしか避難場所ではないというふうに思うのですけれども、これ入っているという理由は、自主財源として2カ所プラスした、そこはどっちかと言えば観光関係がメインだということでしたけれども、その前の前段の15カ所のうちの旧青山本邸住宅というのは、避難場所ではないにもかかわらず入っているということなのですが、これはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

補助要綱上、必ずしもその指定の避難場所でもなくとも、それに準ずる施設として文化財施設も補助可能だというようなことで対象に含まれておる関係で、我々もそこに着目をして対象箇所に入れました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

その避難箇所ということで、各小中学校の体育館というのが載っております。体育館に避難してくるといのは十分想像でき、一番に想像できるような場所なのですけれども、今のところ体育館に入り切らないということもあるでしょうし、あと最近のその災害時の避難状況を見ると、車で来て、例えばいろんな事情があって体育館で一緒に同じフロアにいるのはいろいろ大変なので、私は車で過ごしますという人が少なからずいます。そういったときに、その小中学校の校庭に車をとめるということも考えられるわけなのですが、ちなみにその遊佐町総合運動公園については、無線LANの整備対象になっているというふうにリストには載っているのですけれども、体育館はなっているのだけれども、その校庭分はなっていないということで、無線LANがどの程度電波が届く、カバーできるのかということもあると思うのですけれども、そこら辺はそもそも体育館は今回対象に入っていないのか。それとも、無線が黙っていても届くので、その範囲で十分体育館がカバーできますというふうに考えればいいのか、そこら辺はどんなものなのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 今回の事業の導入に当たって、まずはその整備をしたい、広げたいその避難場所、避難施設、避難所、漏れなくリストにあらわしました。取捨選択をさせていただいたというものであります。補助事業の活用というようなことで、補助金額が上限額が決まっておりますので、その範囲内に、枠内に抑えるという一つの方針もありましたので、主要な施設にこのように限定をしてという15カ所に絞らせていただいたと。課長会議に諮らせていただいて、そのように決定を見ていったというものでございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そうしますと、現状では中学校の校庭までは多分届かないということですね。

総合運動公園は入っているわけなので、総合運動公園は、ではその総合運動公園の中に仮に避難所が車とめたということであっても、その運動公園の中に車がある限り使える環境にあるという理解でいいわけですか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お見込みのとおりでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 財源の問題もあるということで、今回17カ所に厳選したというお話でした。先ほど申し上げたように、小中学校の校庭もありますし、あとざっと考えても、設備が避難所に向くかどうかということも当然検討しなくてはいけないものの、例えば農業者トレーニングセンターだとか、あとすぐそばの中央公園だとか、あとサンスポーツランドだとか、そういうような避難をしてくるかもしれないというようなスペースはいっぱい、広域的なスペースは遊佐町にあると。あと、その技術的な問題等々もあるでしょうけれども、大平山荘だとか、あと丸池様の周辺だとか、そういうところに関しても、後々これからは無線LANのニーズがふえていく可能性はあるのかなと思います。当然予算がありますし、あとつくったからにはメンテナンスをしなくてはいけないということで、つくりっ放しというわけにもいきませんから、どんどんつくればいいということではないのしょうけれども、やっぱりニーズは常に把握しながら、必要なものであれば必要な整備をしていただきたいなというふうに申し上げまして、以上終わります。

委員長（菅原和幸君） これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） おはようございます。私のほうからは14ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、1道路維持費の節15番工事請負費、町道維持工事費、この内訳をご説明願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

町道維持工事費500万円の増額でございますけれども、これにつきましては、一番町民に直接関係する予算でありまして、町民要望を受けまして道路の補修、側溝の補修、危険箇所の修繕等を行うために要している費用でございますけれども、例年この事業につきましては補正もいただきまして、3,000万円ほどの予算をいただきながら事業を行い、道路交通の安全を確保してきたところでございます。今年度につきましても、これまで7月段階で800万円ほどの事業執行ありまして、このままでいけば例年どおりの予算が必要になるということから、今回既決予算2,000万円でございますけれども、例年より500万円ほど少ない500万円の増額を要求をさせていただいて、今後のその維持、補修、安全管理にしっかり努めていきたいというところで予算要求をさせていただいたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 先日ツーデーマーチが終わりまして、ツーデーマーチが終わった夜に町を歩きますと、遊佐町が一番美しく、美化運動、町民の方たちのボランティア、行政の方たちが一生懸命ツーデーマーチを盛り上げるためにくまなく走り回った後の余韻と申しますが、私はそのツーデーマーチの意義というのもとても理解しますし、今地域生活課長がおっしゃったように、遊佐町の町をつくる上で道路

の整備というものは本当に重要なパイプだと思っております。町民の方から希望されることも、やはりあそこの道路が陥没したとか、ここの道路がふぐあいがあるとかいうことも大変多いです。それで、今回私は今の補正のほうは納得したのですが、ちょっと話はそれてしまったら申しわけないのですけれども、私たちが議員として仕事をしていく上で一番困っていることを申しますと、ここは町道なのだけれども、ここは県道だとか、その境が要は私たちはやっぱり素人なので、もちろん町民の方たちもとにかく全部役場の方に言えば解決してくださるという思いで私たちにも頼みに来るのですが、例えば縁石などは、これは素人質問で申しわけないのですが、県のほうにお願いするものでございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

道路、例えば県道である場所、それから町道である場所、それぞれ認定されてあるわけですけれども、そこに係る分であれば、基本的にはその道路に沿ってあるものであれば、歩道も当然県管理、町管理に分けられます、その区間であれば。ですので、多分縁石というのは、歩道と車道の間にあるような、そういったことを指しているものと思いますけれども、それについても当然県道であれば県が、町道であれば町が維持管理を行うということになります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

例えば一番遊佐小学校からこの役場から通る1本の道路ございますが、ジャパンポスト日本郵便局さんの前の縁石の高さと、子供たちがずっと小学校に歩いていきますと、だんだん縁石の高さがなぜか低くなっていております。昨今全国の悲しいニュースの中でも、どうしても高齢者の方の運転もしくは例えば飲酒運転で縁石に車が乗り上げて、通学途中のお子様たちに被害がかかるというニュースがたくさんございますが、私たちが例えばその縁石を何とかしてほしいというときには、今説明があったように町道は町に、県道は県にということでは理解しているのですけれども、やはり町民の方たち、例えば区長さんたちも随時、行政の一番の窓口は町の地域生活課でございます。何回か私も地域生活課さんのほうにいろんなお願いをしには行っておりますけれども、そこで一番問題になるのは、町の予算とその県道は県なのですが、その行政の担当者の方がきちんと県の方たちのほうにつないでくださる仕組みのほうがとても今スピーディーに進んでいるかなと思います。今の私の言った縁石が低くなってしまふ小学校の前の遊佐石油さんの前の縁石の部分は、やはり県道でございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 町道、県道問わず、町道は当然町に来るわけですけれども、県道につきましても、町のほうに話をしてもらって結構だと思います。直接県に電話するというのは、なかなかハードルがある程度高いということもありますので、町が窓口になりますので、その辺についてはどんどん町のほうに要望していただければありがたいなと思います。

今の縁石についても、高さが今若干低くなっているというのは、多分道路の補修を行いながらどんどん上のほうに舗装を上げていくものですから、その関係で高さが低くなっているのかなと思います。本来であれば、当然道路法条例で縁石の高さも決められておりますので、安全管理のために基準があるのですけれども、維持管理上その辺はその都度縁石交換するというのはなかなか難しいものですから、そういう状

況になってしまっているということでございます。

今の遊佐石油前の縁石はということですが、それについても当然県道でございますので、県が維持管理を行う、補修を行うということになります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 丁寧なご説明ありがとうございます。理解いたしました。やはり町民の方たちは、そこが町道か県道かという意識がなく、とにかく心配で困っているということを伝えしにいらっしゃるわけですし、今丁寧に答えていただきましたように、この町の町道は町の補正でももちろんカバーし、そして例えば今みたいな例の場合は、数字では補正予算には上がってこないのですけれども、ぜひ県道、町道かわらず速やかな対応をしていただきたいと思います。

今回それで私がとても地域生活課の皆様がスピーディーにやっていただいてありがたかったのは、大雨のせいで牛渡川にたくさん漂流物が流れまして、それをどうやって廃棄するかという点におきまして、地域生活課のほうの方に相談しましたら、やはり県のほうでは予算がないから、今、今はそれを捨てる場所もないし、お金もないしという答えでございましたが、そこでちゃんと遊佐町の地域生活課の対応で、ここまでは自分たちが、何とか町がするから、あとは県のほうで頼めないかとかいう折衝をととてもスピーディーにきちんとしていただき、何と本当に驚くほど早くあれだけの残材がおさまるところにおさまったという事例がございましたので、要は県のものだからできないのだとか、まだ先だとか、そういう、いつも町長がおっしゃっていますが、ネガティブな発想ではなく、できないことを考えるのではなく、ではどうしたらスピーディーにできるのかなと、そういうふうな仕事のやり方をしていただくと、この町はどんどん、どんどんよくなるのではないかと日々思っております。地域生活課長、どうでしょうか、私の意見にもしありましたらお願いします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 道路であれ河川であれ、それぞれ管理区分あるわけですが、特に河川については、二級河川ということで県のほうの管理になりますけれども、これにつきましても今おっしゃられたようにして、県のほうで予算の関係もあってなかなかこちらから情報提供してもすぐ対応していただけないというのが現状でございます。そこで、町のほうとしては、水害予防組合が町のほうにはありますし、予算も若干ですが、ありますので、その予算を使いながら県と協議をして、町のほうでやらせていただくということがあります。まずは、その次の災害へのつながるようなもの、それからその隣接地への影響の大きいようなもの、そういったものについては県にすぐに連絡をとるとともに、それでもできない場合は町税を使っていることにはなりますけれども、緊急やむを得ないということで町が対応させていただくという形で、県、町を境を越えてそういった維持管理をして、町民の安全確保に結びつけばそれはいいのかなというふうにはこちらとしては考えているところでございます。よろしく申し上げます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私1人の力では微力でございますし、あの大きなたくさんの残材を、ちょっと考えたのです。私のちょっと庭のほうに持ってきたらどうかと、そんなことを夜考えて、絶対無理だなと思いつつながら、できることなら本当はあげたいことたくさんございます。そして、例えばまたちょっとずれて申しわけないのですが、私はやはり子供のときから見ている月光川のあのしゅんせつのほうも、とて

も気になっておりました、というのは40年前に見た川と全然形も土砂の量も違います。やはりこの町は災害がないから、大丈夫だからという概念ではなく、そして県のほうに私が問い合わせしましても、遊佐町さん、ほかのところで困っているところいっぱいあるのです。山形県の中で予算これしかないのです。また、あなたどう思いますと言われるれば、私はぐうの音も出ません。本当に遊佐町さんは災害なくていいですねと、そう言われてしまうと、実際そこ例えば南陽市とかで本当に疲弊して困っている市があれば、そこに予算を使うのはごく当たり前の人としての行動です。ただ、だからといって、ああ、そうですか。では、うちの町災害ないですね。はい、そうですと帰ってきては、私はやっぱり遊佐町の皆さんから頑張ってもらって応援してもらっている議員としてはどうなのかなと思ひまして、とにかく伝えることは伝える、そして私1人で動くのではなく、やはり遊佐町のエキスパートである、プロフェッショナルである行政マンの方たちととにかく伴走しながらいかななくてはと日々思っております。

今回の道路の維持工事費のこのお金の中にも、やはりやってもらってよかった、助かったという方がたくさん出てきていると思ひますし、あと遊佐町の中で例えばネガティブな意見で、「どうせやってくれいと言ったってやってもらわねえからの」とか、どうせというふうに言う方も中にはちょっとだけいらっしゃいます。でも、そういう言葉よりは私は伝えたいのは、丁寧にここはこうなのだけれども、ここを今やっていてほかのところで困っていて、あなたのところは次こうやりますよと言うと、絶対みんな納得してくださるのです。ですから、私はきっちりした今おっしゃったように行政の方たちは分掌的なこと、中の組織のこと、使えるお金はここから持ってくる、こういう書類を出すというところをしていただき、私たち議員は丁寧な対応をしていけばいいのかなと思っておりますが、これからもこのような形の考えでよろしいでしょうか。すみません、ちょっと大ざっぱになってしまいました。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 町道に関して言えば、当然基本的に町民の安全、それから道路利用者の安全確保ということで、今後も情報提供いただいたもの、それから町が行うパトロール等で得た情報に基づいて、しっかりとした管理をしていく、当然そういう形になりますので、いただいた意見についても、現地調査の上で緊急性等も考慮しながら対応していきます。今言われたようにして、情報いただいたからすぐにはできるというものばかりではございませんけれども、その辺については説明をしながら、誠意を持って対応をしていきたいというふうに思ひます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 先ほどの道路の件に戻りますが、やはり私たち素人は、おっしゃったように一見したら縁石が低くなっているのはどうしてなのだろうとしかわからないのですが、先ほど課長の答弁のように、補修していったらそこのほうが高くなって、そして縁石が低くなっている、やはりそういうのも本当申しわけないのですが、私も勉強不足で知らなかったもので、今回はそれも勉強になりました。そして、今言った縁石の問題も、すぐには県のほうはやってくれないかもしれませんが、遊佐町の大事な子供たちが悲しい思いをしないように、ぜひ随時県のほうにも何か会議があったりとか、何か言うときがあったら、情熱的にお伝えしていただけるようにしていただければありがたいと思ひます。

では続きまして、同じく都市計画費で公園費ございます。子供たちやグラウンドゴルフをする皆様たちが公園がいつも和やかに体力づくりをしていることを見ることは、とても気持ちのいいものです。この町

民協働公園づくり補助金の内訳をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

町民協働公園づくり補助金、これにつきましては平成28年度から動き出しているわけですが、昨年度は1件の申請のみでありました。その後、町としてもこの事業について周知をしてきたわけですが、地域での懇談会等でもそういった情報も提供しながら周知してきましたが、そのかいもあって今年度は多くの地区から要望を受けております。その関係で、既決予算でちょっと対応できないような要望を受けてしまっているという状況でございます。今回は今回の1回の補正をこちらとしては考えているのですが、要望いただいているものに比べられるように、今回100万円の要望をさせていただいたところでございます。

内容としましては、今回は既に交付決定しているのが4集落、183万4,000円ほど既に交付決定済みですが、その後の要望箇所3カ所ほどありまして、それに対応するためにこのような形で要求をさせていただいたものでございます。子供たちの遊ぶ環境といいますが、その地域の環境をつくるために地元みずから力を出して行おうとしている、そういったところへの補助でありまして、これ結構高率補助、4分の3の補助ですので、そういった事業で今動かしているところです。各地域からまた要望があるかもしれないけれども、今年度については今回のこの補正でやらせていただきたいというふうに考えておりますが、次年度以降についても、あるということを町としては考えております。予算要求段階でどうなるかわからないわけですが、そういったところもお知らせをしながら、次年度以降の要望についても聞きながら事業を進めていければなと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

町民の方から要望があった順番や、またどちらのほうが先かとかいろいろ苦慮なさることも多いと思いますが、これからはぜひすばらしい各地に公園ができるようにお願いいたします。そして、私たち駅前一区にも中央公園というすばらしい公園がございます。夏には、青年部の方が手づくりで夏祭りということで、鳥海山をバックにあの公園をすごく活用させていただいています。また、ちっちゃなことで申しわけないのですが、その中央公園の水道の子供たちが使うところはとても便利で高さもいいのですが、稲川まちづくりセンターのほうのパノラマパークのほうの公園のほうには、どうして子供たちがあんなに来て活用して、そしてまたあそこにはきちんとした小学校終わった後の学童も来ているのですが、水道の高さが子供たちに合うようなのがないのかお聞きしたかったのですが、お願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今現在の高さについて把握をしておりませんでしたので、ちょっと確認をしてお答えしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私の説明が悪くて申しわけありません。中央公園のほうには、小さい子供たちもきちんと水が飲めるような高さの水栓がついておりまして、お子さん連れのお父様、お母様たちが子供が自分で飲めるような高さになっております。それが普通の公園のスペックだと思うのですが、そち

らの公園のほうは、子供用の飲み水が飲める高さの台というか、飲み場がございません。それも、考え次第なのですが、だったらその大人用のところにだっこをして飲ませればいいではないという方もいるし、私は全てが全て子供用もつくり、大人用もつくりというふうに断言をするわけではなく、例えば駅前一区の中央公園がすごくよくできているので、それが先にできている場合は、次のもし公園つくるときにぜひそれを参考にして、そののいいところを模写というか、コピーといったらおかしいのですが、そういうやり方をすれば、今みたいないろんな町民の方にどうしてあそこ子供が飲めないの、どうして子供連れていっても水も飲めないの、何で井戸を再現したレプリカみたいのはあるのに、その子供の飲める蛇口はないのというシンプルな質問をたくさんいただきますので、そのところが気になって質問させていただきました。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今現在そういうお子さんたちが非常に多くパノラマパークで遊んでいる状況が見られますので、必要に応じてそういう施設が、水を飲むところが必要であれば検討してまいりたいと思いますし、近くのまちづくりセンターも利用していただいているとは思いますが、必要に応じてそういう対応が必要であれば考えてまいりたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） よろしくをお願いします。

これから、所管外ですが、庁舎建てかえの件で1番、齋藤委員もおっしゃっていましたが、私もやはりとてもビッグプロジェクトがこれから未来に控えているなど。ただ、みんな力を合わせてやっていけば、きっと東北の中でもすごく利便性もよく、時代に合った、本当にあちこちから視察が来るような庁舎が建てられるのではないかなと思っております。ただ、私が日々活動していて思いますことは、Aさんにとっては素晴らしいものでも、Bさんから見るとここがちょっとよくないのだよという、その価値観の違いがこの現代はとても難しいのだと思います。本当にこんなこと言っては何なんです、私たちが育ったときの遊佐町は勢いもあったし、リーダー的な方たちもいっぱいいて、けんけんがくがく言いたいことを言って、ああだこうだ言いながらも、とてもエネルギーが詰まった町だったと思います。しかしながら、今このようにして日々テレビつければ、ニュース聞けば余りいい話もなく、果たしてこれからどうなっていくのと、みんなが1億、全人口の方たちが悩んでいる時代でございますので、せめて私たちこの1万4,000人の町は、何とか仕事していても生き生きして仕事しているねと。遊佐町さんはちょっと違うよねと言われるような形になっていってくれればなと日々思って活動しております。これで私の質問を終わります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 4番、筒井義昭でございます。それでは、私のほうからも一般会計3号補正について若干質問させていただきます。

まずは、地域生活課所管について質問させていただきます。15ページ、款土木費、項住宅費、目住宅管理費、節委託料の説明の中に、受水槽管理委託料5万円ほどが計上されております。この事業内容につい

てご説明願います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

ここにも書いてありますとおり、受水槽の管理委託ということで、この予算についてはついているものでございます。町営住宅、田子にある町営アパート、16戸ありますけれども、そのところにある受水槽、その管理をするための委託料として計上しているものでございますが、今回この5万円の補正につきましては、この既決予算を利用させていただいて行った事業がございます。というのは、アパートの西側壁面に16戸ある各戸から宅内にあるボイラーからの排気口を出すための穴があてているのですけれども、その穴が今利用されている人とされていない人、施設の撤去したりして利用されていないところとあるので、利用されていない方のその開口部に鳥が巣をつくってしまいまして、その巣からダニが発生して部屋の中にダニが大量に侵入したと、そういう状況がありました。それに対応するために、今回その5万円の補正をさせていただいたわけですが、ただ緊急性がありまして、補正を待つからの対応ではちょっと問題が大きくなるということで、既決予算であるこの受水槽の点検費用、これを利用させていただいて、とりあえず早急にそのダニ処理のほうに対応させていただいたものでございます。そのための予算を今回は補正をさせていただいて、その受水槽のほうもぎりぎりの予算をとっているものですから、今回補正したもので補填をさせていただくと、そういう流れでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 遊佐町の町営住宅のこのボイラーの排気口の穴に鳥が巣をつくり、そしてそこからダニが発生し、そのダニの駆除のための委託料であるということ、了解いたしました。また、緊急を要することであったために、既決予算で対応された。ゆえに、この受水槽管理委託料というダニの駆除とはまるっきり関係ないような予算項目が使われているのだということも了解いたしました。

ダニというのは夏に繁殖期を迎え、昨日の新聞にちょうどいいあんばいに出ておりました。9月に一番ピークを迎える。そして、成虫がかんだりするような害よりも、どちらかというとそのダニの死骸やふんがアレルギーの原因となる。そうすると、症状自体は秋に症状が大きくなるということで、こういうふうには既決予算で駆除していただいたことは大変ありがたいことだと思いますけれども、町が管理して住民に提供している戸建ての住宅や現在のアパート等があるわけですが、やはり予防原則を踏まえた迅速な対応というのが求められるべきだと思います。そして、今回の場合はダニであったわけですが、人に危害を加えるような有害と言われるものはほかにもあるわけです。ネズミとか蜂とか、そしてあの近辺川原が近いので、どうしても有毒性のあるマムシ等が生息しているわけです。そういうふうな有害虫、有害鳥獣対策による住宅環境の維持をしっかりとやっていくということは、これからも事例として出てくるかと思しますので、ぜひ30年度予算には住宅環境維持委託料みたいな項を設けて対応していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今回は、このような形で町営住宅管理費の中に委託費はあったものの細分化されていて、本来の用途ではないけれども、緊急に使わせていただいたということになりましたけれども、次年度以降につきましては、今委員のほうからおっしゃられたようにして、こういった事例が発生し

ているわけですので、今後の対応のためにも今言われたようにして予算どりの段階で少し検討して、緊急対応できるような予算を確保していきたいと。そして、そのことによって利用者の安全、快適性を保てればいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） それでは、同じく地域生活課のほうに第2問目としてお尋ねいたします。

ページは12ページ、款は衛生費、項は保健衛生費、目は環境衛生費、節は委託料、説明として水質調査委託料とあります。この事業の説明お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

この今回の補正につきましては水質調査委託料、既決予算もありますけれども、緊急に行った水質調査、それからこれから行う必要のある調査、これに要する費用として補正をさせていただきました。中身としましては、熊野川の水質が悪化しているということで、地元より5月20日ですか、調査依頼を要望受けました。地元からは、水の流れの関係で水質がどんどん変わるものですから、一番状況の悪かったときに地元の人が確認をしております、そのときにサンプルをとっていただいておりますので、そのサンプルをいただいて現地の調査を行った上でそのサンプルを専門業者さんのほうにお渡しをして調査をしております。そういったものに要する、これまで予定をしていなかった調査費用としてかかる関係上、その部分、不足するであろう予算についてこちらで算定をして要求をさせていただきましたし、今後また同じような状況で水質悪化が起こった場合には、それへも対応できるようにその分も加えた形で要求させていただきました。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 熊野川上部にある養豚場からの排水が熊野川に流入し、その旨の川の汚染に関する住民からの苦情、通知もあり、水質調査を行ったものと理解いたしますが、その調査結果は出たのか。また、その調査結果に基づいた住民と養豚業者、町を含めた協議会あるかと思うのですけれども、そのような協議会はなされたのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今回の川の汚れ、これにつきましては、今言われたようにして想定できるのはその上流にある養豚業者、そこから排水される水が大きな影響を与えているのかなということから、そういった形で調査をしながら、その業者に対しても連絡をして現地調査も一緒に行いました。そして、調査した結果については結果が出ております。その出た結果につきましても、我々町が保有しているだけでは意味がないわけですし、当然その情報提供いただいた皆さんも気にしているところでございますので、それについては緊急に連絡会というのを例年開催をしております、この養豚場との関係を情報交換するために連絡会というものを設定をして開催をしているのですけれども、その連絡会を緊急に開催をさせていただいて、出た調査結果をここで報告をしております。そのときは町、そして県、地元のほうから出席をいただきまして、情報交換をいただきました。その結果としては、やはりふだんの水質よりは若干基準がちょっと高い、悪いほうに行っていたなという結果でございましたけれども、そのことを報告した上で、

さらに住民が不安と思っていることもその場で出し合っただきながら、今後ではどうするのかというところまで一応話し合いをさせていただいております。

ただ、なかなか難しい問題でして、こうすればいいという要望等、案とか提案もあるので、簡単にできるような内容のものでもないものですから、今後も引き続きこういった連絡会を開きながら、情報交換をしながら、施設の維持、整備、管理を徹底して、幾らかでも環境への影響、住民への影響を少なくするべくその事業としては持っていく必要があるかなというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この問題はきのう、きょう始まったわけではないわけです。私が議会に送らせていただいた平成19年ごろにもこの問題はあった。それ以前からあった問題だと思うのです。確かに河川汚濁となってくると、河川を管理しているのは現実的には県になるのだと思います。そして、この影響を与えている汚濁数値が若干高いとはいえ、いわゆる規定内であったとき、何の対処もしづらいのが現実だと思います。そして、業者に対しても、施設改善命令みたいなものをなかなか出しづらい。これは、河川の汚濁についてもそうなのですが、それ以上に6月にも土門治明議員が発言されていましてけれども、においの問題がある。これは、天候による部分もあるのでしょうか。朝、昼、晩という問題もあるのでしょうか。また、風向きという問題もあるのでしょうかけれども、今の先端的な調査技術をもってするならば、においの数値の調査、科学的調査というのもできるのだと思います。河川の水質調査と同じように、においに関する科学的調査の数値みたいなものを積み重ねていくというか、ストックしていくことによって、科学的根拠による業者に対する施設改修に対する要望書とか意見とか命令とか発生させることができるのではないかなと思うのですけれども、その点については大気の調査でありますので、なかなか難しいものではあると思うのだけれども、その臭気の調査に関してはできなくはないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをします。

この養豚場との関係につきましては、先ほど連絡会も開催をしているというお話をしましたが、こういったさまざまな問題が発生することが考えられたことから、平成22年3月、公害防止協定を締結しております。その中には、農業活動に伴う公害を未然に防止し、地域住民の健康等保護及び生活環境を保全することを目的とするとうたわれていますし、中には悪臭防止対策というものもあります。悪臭防止対策では、地域住民の日常生活に支障を及ぼすことのないよう悪臭防止対策を講じることということで、業者はそういった形で講じる必要があるわけです。そのことは、もう調査をするまでなく、業者としても理解をしていますし、できるところの対応はこれまでも図ってきたというところだと思います。数値的なものを積み上げていくということであれば、当然調査をしなければならぬわけですが、今現在はその臭気の調査はしておりません。ただ、もしどうしてもするとなれば、測定機器もありますし、可能ではあるというふうに考えます。ただ、前例、町内でも行っているところありますけれども、なかなかこの臭気については抑えるのが難しい。人間の鼻では感じて、機械で見ると大した基準にはならないとか、そういったいろいろ、採取方法も難しいようではありますが、そういったこともありまして、意外とそれをもってどうこうというのは難しいのか。町の場合、県のほうで悪臭防止法に基づく地域の指定ということで指定

しているのですけれども、今の当該地区については、その指定もされていない箇所でありまして、その基準値というものも定められていない状況でございます。

ですが、現実的に下にある集落、近隣集落については、そのにおいて困っているわけですので、町としてはこれの対応について機会あるごとにお話をさせていただいている状況でございます。業者のほうとしても、先ほども言いましたけれども、できることは行っていくということでありまして、今回は新たに話を聞きますと、餌の改善をします。その出る排せつ物においてそのものを抑えるための餌の研究といいますが、試験的に今行っているということも聞いております。このような形で、協定書にもうたわれている内容で、業者もそこは認識しているという状況ではありますけれども、なかなか難しいというのが現実であります。ただ、町としては、引き続き会合を開きながら、情報交換をしながら、地域住民からも出席をいただきながら、よりよい方向に向かうよう対応していきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはりなかなかこれを改善させる、そして命令という形まで持っていくということは大変なもの承知しております。しかし、何十年來とこのにおいて悩まされて苦しんでいる地域住民がいるのだということは、やはり行政としては忘れてならないことなのだと思います。しっかりとした対応を今後続けられることを望み、この項は終わります。

次、14ページ、同じく地域生活課所管の質問であります。款は土木費、項は土木橋梁費、目は道路新設改良費、節は補償補填及び賠償金、説明として電柱移転等補償費として300万円ほど出ております。この補正は、杉沢本線孫兵衛隧道と言われている道路が落石によって落石処理に付随する電力柱移転補償費と認識しておりますが、当道路の復旧が一日も早くなされることを強く望みます。そこで、お伺いいたします。落石処理、落石防止を講じた上での道路復旧工事となるものと考えますが、落石防止工事の工法はどのような工法になるのか伺います。落石が生じたときに、フェンスを設置してフェンスによる落石阻止なのか。落石防止ネットのようなものを設置して、落石が起きないように工法なのか。また、落石の可能性が想定される斜面にコンクリートを吹きつけるような工法であるのか、どのような工法で工事が行われるのかお伺いいたします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

杉沢本線の落石事故発生していますけれども、今全面通行どめをさせていただいております。その関係で、どういった工法でそこを復旧する必要があるのかというのをすぐに調査をさせていただきました。7月11日からの工程で専門業者さんに現地調査をしていただいて、その復旧方法の検討をしていただきました。その結果が出て、9月1日にもう入札は済んでおりますけれども、その結果としては現在行われているような工法が、この場所であればまず費用的なもの、それから復旧のための期間いろいろ考えると、これがベターだろうという結果になりました。というのはどういう方法かといえば、ワイヤーロープを張って鋼製の網を張る、そういった工法で落石を抑える。

ただ、当初現地を見ますと、かなり上のほうが張り出している、せり出しているような感じに見えましたので、その除去をした上の網張りなのかなというふうに我々は想定してはいたけれども、現地調査したところそれほど大きな張り出しはないので、浮石を剥ぎ取った形でそこに網を張りつけるという工法

にするということで聞いております。そして、その結果できた設計書でもって9月1日に入札を行いまして、伊藤建設株式会社様が落札決定をしております、9月4日から12月28日までを工期として今準備をし、着工しようとしてるところでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 入札も終え、そしてその落石防止の工法も決定した状況でこのようなことを言うのも大変申しわけないわけですが、私が住まいする吹浦地区にも旧小学校の先から湯ノ田のほうにおいていく南光坊坂という急な車道があります。今は、車進入禁止規制がかかっていると思うのですけれども、その東側斜面というのも、非常に落石で悩まされた場所です。最初は、フェンスによるその落石を防ぐ形で落石対策がなされました。その後で、今と同じようなネット工法による落石防止策が講じられました。現在は、一部区間がいわゆるコンクリートの吹きつけによる落石防止策が講じられております。いわゆる一番最初に一番強度が強いと思われる工法であるコンクリート吹きつけを、そのころはそれだけの技術がなかったのかもしれませんが、今はあるわけですから、最初に一番効果があると思われるコンクリート吹きつけ工法というのがさなれるべきだったのではないかなと思うのですけれども、これ工法も落札業者も決まった時点では何とも言えないことであるので、答弁を求めるのは遠慮させていただきます。

次移らせていただきます。今度は、産業課のほうに質問したいと思います。通告文は差し上げていませんけれども、本議会始まる前に、けさに口頭で通告いたしましたので、質問させていただきます。13ページ、農林水産業費、その中の水産業費、項は水産振興費、節は備品購入費、そして説明として施設用備品購入費、内容はD O計測機ということで、海水にどれだけ酸素が含まれているか計測する溶存酸素計というものを導入した備品購入費であります。何ゆえこのD O計測機が導入されなければいけなかったのか、その内容、導入に至るまでの経過をご説明願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今回のD O計測機ということで、これは先ほど委員おっしゃられましたとおり、海中の溶存酸素をはかる計測機でございます。これが今より精度の高い計測機が必要となったが、経過を申し上げますと、7月15日から17日、これは連休でありましたけれども、その期間アワビ、その前まで9,000個強ということで飼育を行っていたわけですが、その15日土曜日で休みだったので、そこは大丈夫だったのですが、16日に1日で3,907個という斃死が見られました。それが17日には2,265個、18日は267個ということで、この3日間で全体の70%強が斃死したという状態になったものでございます。早速現場のほうでも何が原因なのかということで調査を始めたということで、それから生き物のことですので、すぐ対策を講じないと全滅ではないかというようなこともありまして、いろいろ水産振興協会なり、県の水産振興課なりにも技術指導を仰いで、すぐに取水のほうを1回とめて水質検査の依頼もしたということでございます。その結果でございますけれども、水質そのものについては、そのアワビの生存を阻害するような例えば農薬ですとかほかの薬物ですとか、そういったものの混入は見られなかったということでございました。ただ、先ほど溶存酸素と申し上げましたけれども、水槽から採水した部分の中で、窒素分が多いということと溶存酸素が異常に落ちていて、そして、酸素量が少ないという状態になっているという結果

となりました。その結果に基づいて、後からもいろんな技術指導も仰ぎながら結果をまとめますと、やはり酸欠、これが死因だったというふうに結論をつけられたというふうになってございます。

これにつきましては海水温、一体どこの段階で酸素が不足だったのかという疑念もありましたので、漁村センターの外海になっているいわゆる海水をくみ上げている揚水管の周りでも採水してその溶存酸素を測定したところ、通常冬場は酸素量高いのですけれども、通常と思われる値の7分の1程度しかそのときはなかったということで、生産振興課等にお聞きしたところ、海水温上がったため、それからやはり地形上いろんな月光川の水とかそういったもの、養分がいろいろ高いので、プランクトンの発生なんかもあったのではないかと。天然界では非常にいい海域なのですけれども、天然界では自然の生き物はすみぐあいが悪くなると底のほうに逃げていったり、そういうことが可能なわけですが、飼育施設の中ではそれができないということで、それが主な原因ではないかということになったわけです。対策を講じなければいけないということで、すぐにまずは海水の水槽をとめまして、完全に循環にしてエアポンプ、酸素の供給量を多くして、それから注入ノズルといって水槽の落ちる段階でいろんなネット等をふやして、いわゆる毛細状に水が落ちていくときに空気の接触時間が長くするような措置を講じまして、その措置を講じた結果、そこから8月、海水温が高くなってきても、まずは斃死率は1日に数個程度になったということで、今現在は数日に1個、2個斃死するかどうかという状態には戻ってきております。そういったこともありまして、今後の対策いろいろ考えなければいけないのですけれども、まずは精度の高いDO計を使って外海といいますか、取水の、外海の溶存酸素を詳しく調べるといことと、それから水槽内、それからその前の循環槽の水槽内の溶存酸素量を詳しく調べていきたいというような形での要求ということになったものです。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 今回導入されたDO計測機というのは、海水の中の酸素をどのくらい含まれているか計測する機械であるということは、今課長が説明があったようにいわゆる計測をする。そして、それで酸素が低くなったときの対応策というのを聞きしたかった。貝というのは、どうしても魚などと違ってえら呼吸ができない生物でありますので、その酸素の含有率というのが海水に急激に低くなったときに、やはり魚ほど対応し切れないのではないかなと。そのときに、酸素の含有を高めるための機器というのは、やっぱり導入予定なのかなというふうに考えたところ、水槽内に酸素を供給することとフィルターを何層も通すときにいわゆる酸素の含有率を高めるような装置によって、そのアワビにとっては健全と思える酸素濃度の海水を保持できるのだということを知って大変安心しました。

しかしながら、やはりこういうふうに天然で物をつくるのとは違って、養殖で、しかも陸上で物事をやろうとしたときに、想定できないことというのが今回のように発生するのだろう。担当職員は、本当にショックだっただろう。本当に心を痛めただろうと思うのですけれども、これからもこれに負けずに、ネバーギブアップでやはり地域の資産を補い、そして育てていくのだという意味での陸上養殖でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。期待しております。

次の項に移らせていただきます。同じく産業課所管であります。13ページ、商工費、款商工費、項商工費、目商工振興費、節負担金補助及び交付金です。説明に商業販売促進経済活性化補助金、長い戒名がつ

いておりますけれども、これは米～ちゃんスタンプカードが9月1日より始まったことに対する町からの補助金と思いますが、70万円の補助金の算出根拠を伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

米～ちゃんカード、内容等はいろいろなチラシ等で皆さんご存じですので、ここで詳しい内容には触れませんけれども、まずはこの今のカード発足するに当たりまして、連絡調整会議等いろいろ開かせていただいて議論してきたわけですけれども、当初は60個の押印でいわゆる3万円分で500円の買い物ができるようにするといった内容で発案していろいろ協議をしてきたわけですけれども、この場合還元率が1.67%ということでありましたけれども、このカード利用率を上げて地域の商店街の活性化等を考慮した場合、やっぱりさらなる還元率の向上が図られることが望ましいのではないかなというように、そういった判断がありまして、40個2万円押印相当分でこれが還元率2.5%ですけれども、それをかさ上げしてこういった利用率を高めたいということでございます。まず、そのために40個押印で2万円にするために、経費として1枚当たり180円かかるということ、あと月額発行枚数については、これは試算の段階でまずはおおよそ600枚ぐらいではないかという見込みで、その180円の600枚分ということ町負担ということで算定しまして、これは10万8,000円ほどになるのですけれども、まずは10万円を積算をしたという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ちょうど2年前の9月議会、一般質問において健康マイレージカードの導入を求めた際、地域通貨につながるようなカードシステムの構築を目指すべきではないかと提案させていただきました。スタンプにはQRコードがついておりますので、カード集計時に誰が発行したスタンプか集計できるようなシステムであること。また、今回は町側の賛同もいただき、行政窓口での料金支払いにこのスタンプカードが利用できるようになりましたこと、まずは感謝申し上げます。まさに地域通貨に発展可能なシステムができたのではないかと思います。

ところで、今回の補助金を確固たる補助金にするためには、補助金制度の策定が必要であると考えます。補助金制度の早急な策定を求めたいと思いますが、進捗状況についてお伺いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

補助金の交付に関しましては、まずは遊佐町補助金交付に関する規則によりまして、補助金の交付に関する基本的な事項を規定しているということでございますけれども、いろんな事業、いろいろあるわけですけれども、補助事業あるわけですけれども、その要綱を個別の補助金交付要綱として立ち上げて、いろんな事項を規定しているわけでございます。今回の事業についても、その規定に倣いまして遊佐町地域経済活性化事業補助金交付要綱という形で策定をしたところでありまして、来週にでも告示というような形を予定しているというところでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。

次の項移らせていただきます。今度は、教育課所管のほうに移らせていただきます。16ページ、款教育

費、項社会教育費、目文化財保護費、節として賃金、説明として臨時職員雇上賃金。同じく16ページ、款教育費、項社会教育費、目文化財保護費、節需用費として、説明として消耗品がこれも104万円、賃金のほうは180万7,000円計上されております。この事業内訳についてご説明願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

最初に、賃金のほうでありますけれども、これについては小山崎遺跡から出土された遺跡の関係が数千の整理箱にも及び品数になってございますので、それをこれまで最初に出土されたものが洗浄と乾燥と選別を行いまして保存されているわけでありまして、さらにいろいろ分ける必要がございます、そのための作業員の賃金として、5名分の6月から支給する分について補正をしております。

あともう一名、非常勤の一般職として埋蔵文化財業務補助員がおりますけれども、6月から産休で休んでいる関係で、その方の1名分の代替の臨時職員の方採用しておりますので、その方の分も含まれております。

あと、需用費の104万円の消耗費につきましては、その作業員の方々が整理をした遺物の保存するための整理箱をテンバコと呼んでおりますけれども、400個ほど購入する予定でおりますので、その購入代金という形になってございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） たびたびこの縄文の遺跡、小山崎遺跡に関して議会で議論されるときに、出土品は2,000箱にも及び量であるやに伺っております。そして、この調査段階、この整理調査というのは、2,000箱を超すその出土品を来年の6月までをめぐりに一旦整理するのだ。そして、台帳なども起こしていくのだというふうな取り組みであるやに伺っております。そのための作業補助パート5名の賃金が今計上されている。また、そのための出土品を整理するためのテンバコと言われるものが400個購入する旨の予算が今回需用費として計上されていると理解いたしました。しかし、正職員1名、非常勤で勤めていた方を補うための臨時職員が多分1名なのだと思います。それに、作業補助員としての今回のパートという形で5名のその職員体制で、30年の6月までこの膨大な整理というのは完了できるのか伺います。私の考えでは、ちょっとハード過ぎるか。その整理のレベルにもよりますけれども、ちょっとハードなのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

私どものほうでも、これまでその整理作業については作業員今5名の方と、それから非常勤一般職の方おりますが、産休で休んでおりますので、その方の代替として臨時職員1名の6名体制で行っているわけでございます。一応目標としては、6月を想定させていただいておりましたが、現状を見ますと6月まで全て完成というのは若干難しいかなという思いもございまして。ただ、それをしないと、6月議会上げましたとおり不明なものもございましたので、その再捜査ではございませませんが、発見するためにも今保存されているものについては全て展示用と、それからいろいろ報告書を刊行されておりますけれども、それに載っているものもございまして、それをすぐに提示できるような格好にする必要がございますので、そういう形に整理をする必要があります。まずは、それを少しずつやっていくしかないかなと思いま

すので、現状では難しいことが予想されますが、なお引き続き要望させていただいて取り組んでまいりたいと思っていますところであります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ、膨大な仕事というものを期限ありきで物事進めると、やっぱりその現場の職員、現場のスタッフに負荷が生じる。負荷が生じたときにどういうことが起こるかという、ヒューマンエラーというような形にもつながるし、職員、スタッフの体調不良というようなものにもつながりかねないのかなと思います。やはり来年の6月をめどにということでありますけれども、これからこの整理活動というのがふたをあけると思ったよりも膨大だったり、そしてこの整理のレベルというのがいわゆる上がったたりするという想定されますので、6月めどありきで突っ走らないように、余りにもアクセルを吹かし過ぎないように、スピードの出し過ぎ、そして荷載オーバーにつながらないように気をつけていただきたいと思います。

最後に、出土作業時に現場の埋蔵土、いわゆる土が、200袋を超す埋蔵土が保管されているやに聞いております。その発掘した埋蔵土には、目視では確認できない植物の種子や花粉や魚類の小さな骨等が含まれているのだと考えます。これも、貴重な資料になると考えます。この発掘した埋蔵土の調査は、いかになされるのでしょうか、これを最後にお聞きして、私の平成29年度第3号補正に対する質問を終わりたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

昨年度も、実はこの残っております200袋程度のその袋、保存している土でありますけれども、実は袋によって十何キロ程度から1キロ程度まで幅広くなってございますので、平均して何キロということは申し上げられませんが、昨年度は6キロ程度の土を実は鑑定に出していたということでありまして、依頼先は古代の森研究舎というところでありますが、隣の宮城県の蔵王町遠刈田温泉のほうにあるわけなのですけれども、そこの吉川さんという方に依頼をしております。その方は、以前遊楽里のほうで行われたシンポジウムにも参加をされている先生でありますので、特に出土、もし土の中からそういった古代の種子等が見つかれば、その同定については大変権威のある方と聞いておりますので、その方に依頼をいたしますと、大体1キロ1万円程度のお金がかかります。ですので、200袋ほどございますので、平均3キロとしても600キロありますから、800万円もかかるという感じになります。まずは以前発掘された種子等と同じところにある地層の土がございまして、その辺を選んで予算の範囲内で鑑定を依頼しながら行っていきたいと思っていますところであります。

委員長（菅原和幸君） これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(菅原和幸君) 直ちに審査に入ります。

8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 私からも、1つだけになりますけれども、お聞きしたい、このように思います。

歳出の15ページになりますけれども、10款教育費の2目の事務局費の中の20節要保護及び準要保護児童生徒就学援助費25万5,000円、この内訳。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えいたします。

扶助費については要保護、準要保護の児童生徒につきまして国のほうから補助がございまして、その単価が今年度国で示された単価が当初小学校の場合、新入学用品の支給については1人当たり2万470円でありましたが、4万600円に引き上げられたということ。それから、中学校の生徒につきましては、1人当たり2万3,550円のところ4万7,400円に引き上げられた単価が示されております。その関係で不足した分を今回増額しまして、25万5,000円を補正させていただいたところであります。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 何かもっと自分は、今の説明伺う前には違った頭の中で捉えて、いわゆる就学助成というものがなされたものなのかなと思っておりましてところ、国からの補助金等々の中で増額になったと、そういうことですよ。

次、では今年度の就学助成費の対象児童生徒数は何人ですか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今年度につきましては、小学校のほうの準要保護の該当者が34名、要保護はおりません。中学校のほうでありますけれども、準要保護は35名、要保護は2名という状況でございます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) これ、毎年自分はこの施策には関心を持っておりまして、やはりいろいろこういふふうないわゆるこの要保護、準要保護というような状況というのは、さまざまな状況において理由がもちろんあるわけですから、でもここ近年こういった状況というのは拮抗してあるのですよね。減りもしなければ、微妙に横ばいのずっと状況が続いておるのかなと。微妙に増減はあります。

よくこういったことにちなんで、子供の貧困というのが言葉に出ることがあります。就学援助を受けている児童生徒、特にこういうような就学援助を受けている生徒児童の場合、俗に言ういわゆる学力の格差というのが現実いろいろ報告があります。私も、その実態というのはわかりません。遊佐町の場合も、こうやって課長から今ありましたように、児童の場合は準要保護が34名おります。生徒の場合は、準要保護が35人、要保護が2名というような説明でありました。そのときに、やはり現実問題こういった要保護、準要保護を受けておられる場合の児童生徒さんというのは、何か個々にずっとこの学力テストなり、いろいろふだんの学力を見計らったときに、何かやっぱり違うのかなという状況にあるのか。いやいや、全然変わりませんねということなのか、ちょっとわかりましたらお聞きしたい。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

最初にお話のあった認定者の数については、28年度まで大体八十七、八人程度で推移をしておりましたが、今年度は、先ほども申し上げましたとおり小、中合わせまして69名ほどという経過がございますので、今段階でございますので、支給については10月と3月に分けて2回で支給をしておりますから、今後もしかしたら変更になる方もいらっしゃるかもしれませんが、今のところはそういう状況でございますので、その中でも学力につきましては、準要保護だから、要保護だからといって差があるかということ、その辺はちょっと私の段階ではわかりませんが、個人的に推察をしても、こういうことが学力にどの程度影響するかわかりませんが、ほかの子と一緒に、別に先生方が差別をしているわけでもございませんので、公平に指導、教育もされておりますので、その辺はちょっとわかりませんが、特にそういう学力に対して差があるとは私は思っておらないところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） きのもありましたように、きのう、おととい一般質問でありましたように、なかなか吉村知事も山形県の学力テストには大変激怒的な意味合いで強い表現で言っていますよね。47都道府県の中で40番目というのは何たるやという意味でしょう、恐らく。そのようなことから、何か全国的にもいろんなことで事例、いわゆるこういうふうなことがありますよという的な事例からすると、やはりこういった要保護、準要保護なんかを受けている子供さんというのは、何か学力としての成績はちょっとあれか。だめだということの表現はありませんから、ちょっとやはりないのかな、一般的に見れば。そんなことで載っているのがあります。

だから、課長は私はわかりませんという答弁でしたけれども、そうだと思うのです、なかなか公表しないのだと思いますから。それを公表してくださいとは私も申し上げませんが、実際に遊佐町ではそういった分析、積算というものはしたことがありますか、教育長。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 準要保護あるいは要保護も含めてですけれども、学力ということで具体的に分析した結果は本町ではございません。

ただ、全国的には保護者の年収というのが、準要保護、要保護のくくりではなくて、年収と学力というような調査を行っている大学、学校もありませんし、それは年収だけではなくて家庭における保護者の状況と学力といういろんな調査がなされることはございますので、やはりそれを一般的には保護者の年収が高い家庭が学力が高いというような研究データは承知しております。ただ、本町の場合は、確かに今小学校で34ですか、中学校で要保護含めて37名のこういう支援を受けている子供さんがいらっしゃるわけですが、格別学力に大きな支障があるという、差があるというような状況は聞いておりませんが、確かに家庭的に厳しい状況にある家庭もあるのだと思いますので、そういった状況も踏まえながら、担任の先生方が子供たちを導いていただいていると、校長以下。当然担任が中心になるわけですが、そういう状況で格別そういう状況だから低いとか高いとか、そういう事実はまだ把握できておりませんが、先生方には頑張らせていただいているところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 私も、やはりそれ望みます。やっぱり生まれ、それから育ち、いろんなかわり

の違いの中で学力まで、またそういった学びやまで何か影響与えるようなこと、また状況が発生するかどうか、そういったことがもしあったならば、これはもうあつてはならないことだな、そういうふうに思いますから、それは今教育長おっしゃるように、もういやいや、遊佐町ではそんなことは決してありませんと強く言えるような、そういう状況であつてほしい、こんなふうに思います。

それから、知らぬはいつきの恥と言いますからお聞きます。今回も、決算審議また来週から始まるわけですが、28年度の。一般行政の報告の行政報告、それを見たときにやはり毎年のことでありませうけれども、教育部門は教育部門でいろんなデータで載せてある。それを拝見したとき、例えば要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助の状況というのが85ページにあります。それを見ますと、どんなことの就学援助を行っているのというような内容的な区分が載っています。修学旅行費、先ほどの新入学児童生徒学用品等の援助、それから学用品、通学用用品費（クラブ活動、校外活動）というのがあつて、その下には給食費、医療費、こんなふうに乗っています。というのは、私は遊佐町の場合は例えば母子家庭とか、そういった皆さんがいわゆる低所得者なんてという言葉悪いですが、おられれば、アパートなんかにも助成していますよね。アパートの費用の助成をしたり、それこそ医療費はもちろんもうそういったことにかかわらずありますし、そうするとこういう区分から見たときにいわゆる児童数、これは28年の数値ですが、児童数のおりと、それから例えば小学校の場合、修学旅行費はこの就学援助の修学旅行費として全員なのかということになってくると、小学校の場合は6名、こんなふうに乗っています。この人数、数値がその区分によって違うというのは、これはそういった就学援助の規定に基づくものなのか、それともこの援助を受けている児童のいわゆる親御さんの収入とか、いろんなものの加味される状況にあつたりするのか。何でこの人数が区分によって違うのだろうと私素朴な疑問持ったものですから、その辺説明をいただけるとありがたい。

委員長（菅原和幸君） 答弁の前に、佐藤智則委員に申し上げますが、補正予算審査特別委員会の中身ですので、簡明に補正予算に関することについて質問願うように引き続きお願いします。

佐藤教育課長、答弁願います。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） 準要保護の認定にかかわる申請がございましたときに、教育委員会のほうではその収入額や需要額の調書の作成をいたします。その段階でその方、世帯の収入状況を把握するわけでありませうけれども、その世帯の収入の基準を見まして、該当するかならないかを判定しております。その中で、通学費の基準がありまして、あるいは学校給食費とか、そういうさまざまな基準をもとに算出をしておりますので、それぞれ対象となる部分については支給をしているという形になってございますが、詳しいことについては、事務局のほうに来ていただければお答えをさせていただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 委員長、今あなたからご指摘ありましたけれども、私は……

委員長（菅原和幸君） すみません、慣例上、あなたという表現は変えていただきたいと思います。議員か……

8番（佐藤智則君） 「委員長、あなた」と申し上げました。

委員長（菅原和幸君） すみません。

8 番(佐藤智則君) 今私が聞いているのは、款項目の順に従って、それで要保護、準要保護児童の生徒数の援助費たるものは何たるやと最初お聞きしたでしょう。それに基づいてずっとお聞きしているではないですか、準要保護等々について。だから、まるきりの外れだなんていうようなことで言われても、私も困ってしまうのですが。

委員長(菅原和幸君) いいですか、簡明に質問お願いしますと私申し上げただけであって、決して的外れたとは表現は一切しておりませんので、引き続き質疑をお願いします。

8 番(佐藤智則君) 了解。

では、このことについてはこの準要保護、要保護の件について、需用費の。については、やはり家庭のいろんな事情があって、離婚によるいわゆるひとり親家庭の状況が発生したり、特に母子家庭においては育児、就労の両立しなければいけない。そんなことから、選べる職業がなかなか臨時、パートとか、そういった非正規雇用の就労がなかなか現状だと思います。離婚においてはそれぞれの理由があるにしても、子供には責任がない。児童生徒の健全な成長を願わずにはいられません、それには自治体の、今説明もろもろありました。説明があった自治体の支援が不可欠であります。これら子供たちが成人したとき、俺とか私、遊佐に生まれて育ってよかった、そう言えるような事業、施策の充実ぜひ図っていただきたい、お願いします。

終わります。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) すみません、先ほど佐藤委員のほうからお話のありました、それぞれ支給の人数が違うということは、認定になっている学年が違いますので、修学旅行は多分6年生とか中学3年生が対象になりますので、その関係で人数は違っております。ちょっと私の説明も……

(何事か声あり)

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) そうです。よろしくをお願いします。

委員長(菅原和幸君) これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 9ページの2の6の15に88万4,000円という青葉台の土どめ工事が上がっておりますが、どこか水、雨で段差あるところ崩れたとか、そういうことなのでしょう。この工事の内容ご説明願います。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

工事請負費88万4,000円増額補正をお願いするものであります。ニュータウン青葉台住宅団地の一応区画でいいますと26番になりますが、今般酒田市の方と分譲に係る契約、買っていただくというようなことで契約に至りましたが、お隣の車庫のひさしが契約地に境界からはみ出たというようなことが契約後現地で見つかりまして、当事者、そのお宅の方と、それからよほど前になるのですが、建設された業者、それから建築確認申請の関係で庄内総合支庁担当の方と我々と、それから契約者と協議をした結果、ひさしを切ったというわけにいかないものですから、そのはみ出た部分、それひさしだけでなく実は基礎部分もはみ出たというようなことが後にわかったのですが、一定の余裕幅を持ってその契約地の部分、1

メートル幅くらい測量、分筆をして、そのお隣の方から買っていただくということになりました。ところが、ちょうどそのもともとの境界に沿って、ここでは土どめと言ってありますが、擁壁があります、その境界ライン。それが境界が移りますので、その土どめについてはその契約地続きの土どめなものですから、新たな分筆線をまたいで両方の区画に土どめが入ってしまうというようなこと、これ将来のトラブルにもなりかねないかなというようなことで、こちらから提案をさせていただいたわけなのですが、土どめを移設をしましょうということになって、その土どめ工事に係る経費を今回計上させていただいたというものであります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今その境界の土どめというのの段差というのは、ではないと。分譲の隣との境界、段差はないと。平らだということなのですか。

それで、その車庫というのはいつ建てたのですか。ずっと建てていた。その26番というのは今売れたやつで、まだうち建っていないところなのでしょう、26番という区画。今これから家建てるところなのでしょう。それで、つまり今までは土地だけだったと。その隣のうちの人が家建てたときに、その車庫というのがいつ建てた、車庫。問題は車庫なのでしょう。車庫が隣の土地に基礎も入っていたということなのでしょう。まずとんでもない、普通考えられない話ですよ、これ。大体そういうもの建てるときには、測量士から専門家呼んでちゃんときちんとして建てるとというのが普通なので、こういうミスというのは今まで初めて聞きましたので、役場のほうではどの時点でこれ気づいたのですか。今気づいたの。

（何事が声あり）

10番（土門治明君） 今気づいたのですか。今気づいて、今ではすぐその土どめの境界をずらすと。このぐらいのコンクリ入っているのだから、その境界のそのところに。だた、普通だとすれば、分譲地だとすればくい打っているだけというものもあるわけですが、くだだけ。今のところそこコンクリ入っているの。そして、そのコンクリの上に建てた。とんでもない話だ。そのとんでもない話のために88万4,000円、今気づいてすぐ物わかりよく出すということがどうしても、何で役場のほうでもうちよつとこの車庫ずらせとか、基礎上げてずらせばいい、そのうちで。基礎も何ぼも頼まれるよ、そういう交渉とかしかなかったのですか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

とんでもない話という、我々もそういった認識は持っております。もう少し経過を説明しますと、正確にはわかりませんが、十数年前ぐらいに建ったもの、比較的建物も新しいので、担当のほうはそこは確認とっているかと思いますが、多分10年前後前に建設になったのだと思います。実は、これ建て主も知らなかったということで、その建築業者が確認申請も取らずに建設なってしまっていたというもので、町では境界のピンをちゃんと打っておりまして、ただ建物が建ってそこをその後に我々が建築確認申請的なことはしておりませんので、今その区画の26番が成約になって、そしてその契約者が現地を確認、改めて契約後したところで初めてわかったというようなことで町のほうにご相談あって、我々もすぐ対応させていただきました。県のほうにも連絡をして立ち会っていただいたということで、県の専門家の方に言わせ

ると、これはひさしを切っていただくか、基礎はその後またその数日後わかったというようなことで、ですからその最初の段階では物理的に対応するか分筆をして買っていただく、そのことが契約者のほうからご了解をいただけるのであれば、そのいずれかで、そのいずれかと言っても、物理的な解決法はちょっと考えにくいだろうからというようなことで、その話し合いの結果、そっちの方向に持っていったところ、このお隣の方からも快く分筆してその部分を買ってあげましょうということになりました。

その分筆測量の費用につきましては、我々も共通の認識なのですが、やっぱり建築業者が第1の責任者、原因者かなというふうに考えておられて、その業者さんからも来ていただいて、そうしたらもう平謝りで、その費用は自分のほうで持ちましょうということになりました。土地は、お隣のほうから当然ご負担していただいたわけでありましたが、土どめの工事につきましては、先ほど申し上げたとおりこちらから提案をさせていただいて、これはきのうの常任委員会でもあったのですが、原因者負担が原則ではないかというふうなご指摘もありました。そういうそのご指摘も、我々も一理あるというふうに理解をしておりますが、その分譲条件を売り主である町がいわゆる区画をしっかりと将来トラブルないようにして、物理的にといいますか、問題を解決しておくのがこれは一義的には売り主の、町の責任であろうというふうなことで、一応は現地でその建築業者のほうに持ってもらえませんかというふうな打診はしましたが、それは勘弁してくれというようなことも言われまして、先ほど申し上げた、ただいま申し上げた理由で、一義的にはこれは町の責任において実施すべきことかなと。また、せっかく契約なったものですから、気持ちよくお住まいしていただく、気持ちよく買っていただくというようなことと、それから目前にもう建築の工期、着工が迫っているという現実の問題もあったものですから、また何度も言いますけれども、将来のトラブルがないようにというようなことで、これは町が責任を持って対応すべきと判断しまして、町の負担で工事をさせていただきたいということになりました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 分筆の費用はその業者さんが負担して、あと土どめの部分は勘弁してくださいということで勘弁したという話ですよ。その業者に半分ぐらいは負担してもらいたかったなとは思っていますが、総務課長がこういうふうにしたわけですので、それはそれでわかりました。

しかし、その1メートル幅ですか、そっちのほう、隣のうちが今買ったところから買ったわけです。もう買ったわけでしょう。そうすると、その前に町のほうからの補助金というのが半分、建てたものの半分というのが町の補助金というのがあるでしょう。その部分の面積が若干変わってくるでしょう。そうすると、前の面積で出しているはずだと思うのですが、それは減った部分の、なればそっちのほうも変わってくると思うのですが、その辺の対応についてはどう対応しておりますか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

契約地については、契約したばかりでの今回の案件というようなことでありましたので、この話し合いがなつてすぐ契約変更、面積を減ずる形での変更契約をしたと。その契約面積に従って購入をいただくと。近々建物が建てて完成した暁に、2分の1の助成金が交付になるという段取りでございます。新たなその面積を分筆して減じた部分を除いた面積の2分の1を助成金としてお支払いするという形になります。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。面積減ったほうのはわかりました。

では、今度ふえたほうのは。ふえたほうも、今度はその助成金はそれはどういう話し合いになりましたか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） その件については話し合いはしておりません。そもそもその定住のために土地をお買いいただいて、そこに建物を建てたらという助成金の要綱の仕組みになっておりますので、もう既に建ってある土地でありますので、それに対してさかのぼって助成金を差し上げるということはありません。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。私も、これについては大分まだひっかかるところがあるのですが、しょうがないのかなと思います。

ただ、これははみ出た部分の車庫の部分、ずっとこの片面延長全部1メートルなって、車庫の部分で鍵でなるとかということも考えられますよ。こっちにしたら、はみ出た部分だけで済めばそれはそれで、あとこっちの土どめはそのままでいいのだと。すると、町の持ち出しも少なくなる。その車庫、大した長さではないと思うので、ずっと無駄な土どめの部分も、この工事の88万円に入っているわけです。だから、そのところだけすれば、かなり金額が少なく済むのかなということもありましたので、その点については話し合いはされたのですか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えします。

紆余曲折ございまして、最初は必要最低限という考え方でその車庫部分だけ、土地が変形しますが、買っていただくというようなことで、土どめのこともありましたもので、その土どめが町道から三、四メートルくらいに設置してあって、その部分を避けたいという実は最初気持ちあったものですから、そうならないように一部だけ分筆をしてというふうなご提案をして、買い主のお隣のお宅の方からは了解を得たのですが、契約者のほうからちょっとそれでは形が悪いと言われまして、そのはみ出していた部分、分筆をするそのラインで町道まで真っすぐ伸ばした形で分筆をして買っていただきたいという契約者の意向に応じてもらったということでありまして、もちろん買ったほうから見れば、高くついたということ。その分、でも土地を有効に活用していただけるのかなというふうには思っているのですが、つまりその町道からの入り口、間口が狭いというようなこと、今現在は狭いというようなことを訴えておりましたので、するとそこ広げられますので、それはそれで有効かなと思いますし、それでお互いが円満に合意できたということでもありますので、もちろん契約者にしてみれば、その土地少し狭くなったわけではありますが、その分の負担は減ります。町の助成金もその分は減ると。これが得なのか損なのかというふうなお金勘定はなりませんけれども、とにかく円満に、速やかにその建設工事に影響なく解決が図られたというようなことが何よりかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 話逆になりましたけれども、この話は今聞いたということでしたので、これは今うち建てる人からの役場のほうに申請、話が持ち込まれたのですか。その人が要するにうちの土地に隣の車庫建っているということが、うち建てるから測量士でも入ってきちんとした結果なのでしょうけれども、ですからその隣のうちも今度そういうことないように、建てるときにはきちんと今度するべきであって、こういうことがこれはまた今度出ないとも限らないわけです。ですから、まずそういうこと、何か建てるときにはやっぱりきちんとした測量士からはかってもらって、それで隣の判こもらって、それでその区域をもらって建てるというような順序踏んでするような指導も今度、土地売ればいいというものではなくて、そういうことも少し指導していく必要があるのではないのかなと思いました。課長は、これから今後どのように、売るだけではなくて考えておりますか、今回のこの反省を踏まえて。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） とんでもない話ということでありましたが、普通であればあり得ない話なのです。ですから、建築基準法にのっとってもう常識的に建築確認を取ってというようなことで、県のほうの指導が入るといふこと、その前に大体業者なり測量士なり、その辺は事前に現場で確認できる話であったかと思います。こんなことは本当にあり得ない話でありまして、ルールにのっとって物事が、工事が進むように我々もしっかりと目配りをしていきたいなというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） まず、二度とこのようなことがないようによろしくお願いいたします。

それでもう一つ、15ページの9の1の3の15の400万円が防火水槽がまた毎年のようにこのぐらいの補正がつくわけなのですが、この今回の補正はどこの集落、そして工事内容はどのようなことをするのかということをお尋ねします。大体が有蓋化ということでふたかけが今進んでいるところなのですが、今回の場合はどのような工事になるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

防火水槽の設置工事400万円につきましては、既決予算800万円にプラスして400万円、1,200万円予算規模で本年度考えております。当初有蓋化で乗り切ろうとしておった富岡集落、数基あるうちのひとつ、40トクラスの防火水槽について、有蓋化で当初工事しようと計画しておったのですが、いろいろと現場に入って、それから設計業者と協議をするなどして、あるいは集落、地元との協議をするなどして、有蓋化対策では手に負えないということで、新規といいますか更新、全部入れかえというようなことでの工事に計画変更をさせていただくこととなりました。それで、当初予算で不足が生じるというようなことで、400万円上乗せをさせていただくこととなります。

工事の内容については、実はまだ十分固まっておられません。最初プレキャストといって、工場生産で運んできてその場に据えつけというような考えもありましたが、周囲が町道に沿って、そしてその南3面について農地があるというようなこと等がございまして、それから運んでクレーンでつってということになると電線が邪魔するとかという、ちょっとまた現地状況で支障が生じまして、現場掘りでというようなこと。現場掘りも、なかなか土質の関係でどれほど深掘りできるのかというようなことがまだ定まっていな

いと。今鋭意設計士と協議をしているという状況でございます。いずれにしても、現場打ちという形になろうかと思えます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今の説明では、新しく作りかえるのだということに変更したということなのですが、今までの有蓋化の工事を見ていると、今までの防火水槽の掃除をして、傷んでいるところを補修して、そしてふたをかけてきれいにしているわけです。今回のこの富岡の防火水槽は、手に負えないという状態というのは、コンクリートですので、どういうところが手に負えなかったのか。防火水槽がどこか破れているとか、そういう状況もあるだろうし、補修がきかないとか、そういうこともあるだろうけれども、どのような状態だったのですか、その手に負えない状態というのは、もう完全に補修もきかないという状態なのか。その土地の状態もかなり悪いような感じでしたので、地下水が高くてだめだったのか、その辺の話はどうだったのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 一言で申し上げれば、まず老朽度合いが進んでいるということになろうかと思えます。要はコンクリがぼろぼろ状態で、新たにふたを上げて、それに耐え得るかどうかというようなことも懸念されるとか、いろんな複合的な理由でそのように判断をさせていただきました。かなり年数たっているというようなこともあるものですから、その現状はいたし方ない。やはり解体をして、新規で設置するほうが妥当であろうという判断をさせていただきました。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。

これからも、有蓋化というのをあと着々と町では1年に3つか4つ大体進めてきていることと見ておりますけれども、これからもそのようなペースでまた有蓋化していくと話を聞いております。ただ、有蓋化では済まないという、こういう非常事態が発生することもこれから出てくるのかなという心配が今これを見て感じましたので、補修がきかなければやっぱりしょうがないのかなと思えます。できるだけ補修で、有蓋化で済めばそれでこしたことはないと思えますので、この計画についても、きちんとした当初からの見方、予算立るときにもうちょっとこの富岡の場合は、これは判断できたのではないのかなと思えますので、そうしたらもう計画もこれは立てていけることだと思いますから、もっと事前にちゃんとこのふた、有蓋化の希望のあるところは聞き取りとか、もう少しちゃんとしてくれたらありがたいなと思えます。答弁を聞いて、では。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 答弁申し上げたいと思えます。

おっしゃるとおり、事前の調査はこれまで以上にしっかりと努めたいと思えますし、地元の声あるいは消防団の声もしっかり聴取していくように努めていきたいと思えます。

なお、1点つけ加えさせていただくと、そもそもその平成24年度だったか5年度だったかに設置要望調査を行って、その要望の取りまとめに従ってこれまで新設をしてきました。新規設置をしてきましたが、平成27年度で一応その要望には全て応えて完了という形になっておりまして、しばらく有蓋化を中心にと

いう基本的な考えを持っておって、振興計画も、それから予算要求も、基本的にはそのような考えで組んできておまして、ただやっぱり現場に入ると、あるいは専門家、建築士となんか相談をしていきますと、なかなか机上の考えではいけないというような部分がございますので、その辺の詰めを今後しっかり事前にこういう変更を加えなくてもいいような形で計画どおり進むようにしっかり対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（菅原和幸君）　これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君）　それでは、13ページから14ページにかけてなのですが、4目の企業開発費、今回の補正合計額が7,700万円を超しております。こういう企業開発費は、補正をかかってこの金額ということは、非常にうれしい限りだと私は思っております。要は、その企業の息遣いが荒くなったというか、活発化してきたなという意味の補正なのかなというふうに思っております。その中の大きい負担金、交付金ということで、用地取得助成金、それからその中小企業設備投資支援事業補助金、地域経済環境創造事業補助金、それから企業立地上下水道の補助金があります。この補助金、大きい部分で再度説明をお願いします。

委員長（菅原和幸君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君）　お答えいたします。

まず最初に、13ページにあります用地取得助成金1,291万8,000円でございますけれども、この分につきましては、西部工業団地さんのイースタン技研さんの第2工場の増設に伴って、その用地にかかわる企業立地促進条例の条項を適用した土地の面積で計算した補助金でございますけれども、これは第2工場、28年度で完成はしてはしておりましたが、創業が29年度にずれ込むということで、この関連条例等規則によりまして、操業を開始した年度にその補助金の交付を行わなければいけないということで、昨年度計上しました額を不用額といたしまして今回上げさせていただいたという内容でございます。この額に関しましては、イースタン技研さんの第2工場用地ということで当初積算していたのですが、第2工場用地が建物建つ場所が振興計画の中では（株）アツギというイースタン技研さんの関連会社さんのほうの土地のほうに適用になっていたものですが、実際工場建ったところがイースタン技研さんの用地、今第1工場がある土地のすぐ隣の用地で建て、そのアツギさんのほうにはかからないということになりましたので、今の建物が建ったところの土地をもって計算をし直して、1,291万8,000円ということで適用させていただいたという内容のことでございます。

それから、中小企業設備投資支援事業補助金です。これにつきましては、今回新たに3件設備投資の申請がございまして、1つが鉄工団地さんのほうにある金属材料メーカーさんでございますけれども、それからもう一社が十里塚地内にあります運輸会社さんのほうでありまして、金属資材メーカーさんのほうは、東京オリンピックに伴う関連でそういったH鋼という建設資材の需要が多いということで、機械設備の更新をしたいという内容での申請です。運輸会社さんのほうは、車庫と駐車場、旋回所も含めてですけれども、手狭なものですから、そこの増設を図りたいというような形の内容でございます。それが2件で300万円ほどあります。300万円の申請になっております。それから、もう一つがグリーンストアさんの移転に

よる新築と申しますか、今の店舗がかなり古いということもございまして、それが今現在ある建っている斜め向かいということで、中央駐車場ございましてけれども、その隣の用地のところ、これも土地は賃貸になりますけれども、そちらのほうに移転して新築をしたいという事業内容であります。こちらのほうは、総事業費が1億5,282万円ほどございまして、雇用も新規にこれから3名ふやしたいということもございまして、この中小企業設備投資補助要綱によりまして、上限額の2,000万円が適用になるということで、合わせて2,300万円の補正という内容でございまして、補正額は、当初分がありますので、2,300万円にはなっておりませんが、内訳は2,300万円分ということでございまして。

それから、地域経済循環創造事業補助金4,000万円、これにつきましては、中吉出地内にウイスキー蒸留所さんが建つということで間もなく着工に入るわけですが、それに伴いまして、これは当然町の単独事業を使えばさきに申し上げました中小企業設備投資事業費補助金の対象にはなるのですが、このウイスキー蒸留所さんの要望で、国庫補助のほうに申請したいということになりまして、国庫補助と町の補助は重複できませんので、国庫補助を適用させて事業を進めたいという内容でございまして。総事業費1億4,700万円ほどあるのですが、その中で補助金は国庫補助要綱によりまして4,000万円が上限額ということで、この4,000万円の国の交付金が3分の2の2,666万6,000円で、町の実質負担額は3分の1の1,333万4,000円ということで、合わせて4,000万円という額でございまして。1億4,700万円の財源的な内訳を申し上げますと、8,000万円が銀行融資額でありまして、4,000万円が先ほど申し上げましたとおり国、町で4,000万円、それから自己資金として2,700万円という内訳になってございまして。この補助対象は、建屋の建造費のみということで、基礎工事を来月から始めまして、建屋に関しては年度内に完成をするという予定になってございまして。来年度中に入る蒸留設備など、スチールポットと申しますが、そういったものを入れて来年の8月ごろには操業を開始して、ウイスキーですので、寝かせる時間も必要ということで、33年度の出荷を予定しているというような内容でございまして。

続きまして、企業立地上下水道管網整備支援補助金200万円でございますが、これにつきましては、適用させていただくのは今のウイスキー蒸留所さんの分からということになりますけれども、企業立地を促進する上で新規に進出でありますとか、事業拡張によるそういった増設、移設をする際の企業が対象ということで、この対象企業については、遊佐町企業奨励条例、遊佐町企業立地促進条例の各要件に該当する企業さんが申請した場合ということで対象を絞らせていただいて、公道、町道等ですが、埋設する上下水道管、今回の場合は40メートルほど本管から離れておりましたけれども、いわゆる公道部に埋設する部分の上下水道管の整備と、それに伴う道路舗装復旧工事の2分の1を助成したいという内容でございまして。今回のケースで積算した場合、工事費が約400万円と積算されまして、その2分の1の200万円ということでここに計上させていただいたという内容でございまして。当然のごとくですが、宅内のこの場合は工場用地ですが、公共ます並びに水道用止水栓からの宅内配管は、当然のことで企業さんの持ち分と、工事費ということになるという内容でございまして。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 説明ありました。イースタンのその操業が29年度にずれたということで補正ということですが、当初予算でもこれある程度確保していてもよかったのかなというふうに思っている

ところですが、その辺はどういういきさつだったのか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 当初予算というのは、29年度の当初予算ですね。一応まずは操業が28年度ぎりぎりでも間に合えば28年度で上げたいと思ったのですが、それをにらんで事業を進めていたのですけれども、操業が間に合わないということで、当初予算にはちょっと計上できなかったという内容です。時期的な問題です。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 我々は、イースタン技研の名義のあそこの土地全てだと思ったのですが、要はそのイースタン技研の部分ではなくて、アツギの部分の買収したところの面積の補助なのか、今までそのイースタンがあった土地の土地にかかわる補助金なのか、もう一度お願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、第1工場、既設、今まで28年度まで建てておりました、平成5年からですが、ありますあの建物については、当然イースタン技研さんの第1工場用地分としてありまして、すぐ隣接して今回の1,291万8,000円分の適用になった第2工場の建設した用地がございまして、第1工場側から見れば1つ飛んでアツギさんの土地があるということで、第1工場、第2工場、アツギさんの土地ということで、関連グループですけれども、そういった並びでなっているということで、その中で第2工場、計画の中ではアツギさんの部分もかかるのだということでの計画でありましたけれども、第2工場だけという用地の中で第2工場が建つということでありましたので、その第2工場部分の面積について計算させていただいたというようなものです。

（何事か声あり）

産業課長（佐藤廉造君） すみません、ちょっと何か説明がくどくなりましたけれども、アツギさんの用地の部分には建物はかかっていないということです。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 私、またいで工場が建ったのかなというふうに、さっきの説明でそういうふうな理解をしてしまいました。でも、当初より面積が変わったという話だったので、説明のときは。なので、今アツギさん、我々も本社工場見学に行ったとき、関連会社というか子会社のアツギさんなので、接点をつくっておりましたが、その会社、親会社がイースタンという感じでしたが、何かそうすると何でその面積が変わったのか。もともとイースタンの土地だけに建てた補助申請で工場の面積が変わったのか、その辺何かよく理解できませんけれども。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この企業立地促進条例の中での用地取得の要綱としまして、その工場を建てる用地の面積が積算の根拠の面積になっております。当初アツギさんの土地に建てるという内容で積算していたときには、面積が3,300平米ほどございます。用地取得価格が2,541万4,000円ということで、その用地取得価格の30%で762万3,000円でした。実際アツギさんの土地には建たずに、第2工場分としてイースタン技研さんの持つ

ている、すぐ隣接している用地がございます。それが面積で5,592.36平米あるということで、この取得価格に対して30%という計算をし直したという内容です。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） わかりました。アツギさんの土地に最初建てようという話だったのがこの脇に建てたという、わかりました。いよいよ操業が始まって雇用も生み出されるということで、非常に今まで既存の企業から頑張っていただいて、新しく立地される企業はなかなかないという中で、非常にありがたいことかなというふうに思っております。

次に、中小企業のその設備投資の支援事業奨励金、大きくはグリーンストアの移設でいいのかということで、向かいのほうに移設するのだということです。事業規模も1億5,000万円を超えて、その条件としては3人以上の雇用をふやすのだということです。非常にありがたいことではありますが、まさに町のど真ん中に建てる店舗になります。非常に町の中でもやはりなかなか車で移動できなくて、歩いてお買い物する人が今多くいると思っています。町なかの店舗としては、非常にありがたい施設でありますので、使い勝手のいいようにということで、いい場所であります。私ごとに考えると、では今まである土地がどうなるのかなというふうに逆に心配するところではありますが、別にその今までの土地をどのような開発をするかという話は、今のところ全く出ていないのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今まで建っていた場所についても、グリーンストアさんは民有地の中で賃貸で、そこに賃貸料払って建てていたということもございまして、民間の土地ということもございまして。さまざまな事情があるとは思いますが、特別今町としてそこをどういうふうにするという案は持っていないところであります。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それこそグリーンストアさんが建てる場所の脇には、町営駐車場が今あります。あそこもしばらくずっとあいていて、町が町なかの駐車場が足りないのだということで、あそこに町営駐車場を設けました。それ今全く計画がないとすると、多分建屋は解体して、あそこは更地になるのだと思います。それは個人の財産なので、我々が何だかんだ言う必要は何もないのですが、やはりどうなのでしょうか、いずれは駐車場どうですかなんていう話も出るとは思いますが、まずはわかりました。

それでは次に、それこそ夢のあるウイスキーの蒸留所ができるということで、遊佐には日本酒もありますし、焼酎あって、ウイスキーあって、ビールをつくれれば、ワインもあります。みんなそろそろという辛口の人方には非常にいい話といいますが、おもしろい話だなというふうに思っております。先ほど説明にもありましたが、やはりそのウイスキーを世に出すまではしばらく時間がかかるということで、非常にその最初のランニングコストを抱えていかなければならないということで、我々としてもまず頑張ってくださいというふうにしかならないのですが、これ近年NHKの朝ドラで「マッサン」がありました。あれをずっと見ていて、ウイスキー事業というのは大変だなというふうに自分も思いましたが、これに関して銀行からの借入れが8,000万円あって、この補助金が4,000万円、自己資金が2,700万円ということで建屋を建てるということでありますが、この中身に対しては、国のいろんな補助というのは、これから中身のほうはかなり高いのかなと。話に聞けば、全てイギリスとかから持ってくるような設備でありますので、そ

の辺はどうなっているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

この地域経済循環創造事業交付金ですけれども、国の補助制度でございますが、これについては、あくまでもやっぱり建物についての補助ということで、中に入れる機械設備、資材、設備機器ですか、そういうものには対象にならないということでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 中のその施設に係る補助金があるのかと聞いたので、多分今の話ではないと。申請しても、そういう補助金等はないということでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

補助的なものは、まず今現行の制度の中ではないというふうに捉えております。設備のほうは先ほど委員もおっしゃられていましたけれども、海外から輸入するというのもございまして、既に機器材等については発注のものもあるかと思しますので、ちょっとないようです。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まずは成功していただいて、我々もおいしいウイスキーを飲みたいものだ、そんなふうに思っております。

それに伴って、先ほど言ったように、上下水道のその40メートルといいましたが、延ばしていくという話であります。これ400万円の2分の1の200万円、半額ということではあります。設置するのは町道に設置するわけです。このとき、我々町道の奥にうちがあれば、公共下水道としてそこまで町の責任で上下水道を持って行って、そこからますを置いて、そこからは個人負担だという考え方なのです。今回は、そういう規定が当たらず、わざわざやるから2分の1だというような形、これはその400万円のうち半額の200万円とすると、もう200万円はではその会社のほうから負担をしていただくという理解でいいのですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

現行の上下水道管のお話、布設の際の費用負担の役割分担ということでお話も出ますけれども、ただいまのところ上下水道管からそれを分岐して引き込む際のそういった工事は、町に帰属するものではなくて、基本的にはそこに給水なり下水道申し込んだ方の費用負担ということになってございます。今回の場合は、その企業の立地を促進する上で距離もあるということと、管径もかなりあるということもございまして、まずはその企業立地促進に資するためにこの補助制度をつくって、総工事費の額の中は一応全部工事者負担になるわけですけれども、工事費は全部負担していただいて、その工事費の半額を町から補助させていただくという内容です。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） もともとそこまで土地があったから、私は一般のその町道を掘削していくものだと思って、それはその町の仕事まで、そこまで行くのかなと思ったら、新しくするものだというので半

額補助ということで、そうすると民間の家を離れたところに建てる。そうすると、これもやっぱり本管支線から自力で町道があれば町道ずっと掘って、そこまで持っていかなければいけないということになります。そうすると、やはりうちを建てるときの制約になって、それを知らないでうちを建てて困ったなという人も聞いたこともあります。その辺というのは、基本的にその町の裁量で変えられるのか。水道法、下水道法でがっちり決まっていて、それは特別なそういう奨励金、補助金を設けない限りは自腹でしなければいけないのか、その辺伺います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 下水道事業というのは、エリアを決定をして実施をしております。下水道区域ということになりますけれども、今言われた例のような場合は、大体は区域外ですので、下水道エリアには入っていないということから、本来であれば合併処理浄化槽の設置をお願いする形になりますということです。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） この遊佐町企業立地上下水道管整備支援事業補助金交付要綱を見ますと、これ9月11日なので、今これに合わせてつくったと。これに合わせてつくった補助金要綱だということでのいいですか、これに合わせたということで。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

現実的には、まず今回のウイスキー工場さんの企業誘致に際して第1号という形になるわけで、今後ちょっと先ほども触れましたけれども、企業立地促進条例なり企業奨励条例なりに該当する企業さんについては、こういった支援を適用させて企業立地促進を図りたいという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） なので、やはりそういう状況が生まれたので、後追いというか、では補助制度をつくりましょうやという、この日にちを見るとそういう形になります。それが悪いとは言いませんが、やはりそういういい意味での補助金なので、悪いとは言いませんが、やはりそれなりに計画性を持っていかないと、そうすると今度はその下水道区域内であれば、もう町がしっかりしていただけるということですが、今度新しく先ほども何か青葉台のことがあって、それが売れ数がいいので、今度新しい住宅団地という話がありますが、そういう団地をつくらない限り、エリアに入っていないところには基本的にうちは建てられないということに……うちは建てられます、合併浄化槽にすればいいだけで。なので、いろんな条件がありますが、意外と知らないで建てる人がいて、その辺の……

（何事が声あり）

9番（高橋冠治君） なので、その辺はしっかりしていただきたいなというふうに思っています。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 先ほどの私の説明にちょっと誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

地域経済循環事業補助金で、この補助金で設備にも補助は可能だったのですが、先ほど申し上げた理由で、設備機器はもう既に発注していたものですから、今回の補助には該当しなかったという内容で

ございます。訂正いたします。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、先ほどお答えいただいた地域生活課長に伺います。

まずは、先ほど4番委員もお尋ねしていた落石の件であります。今回は、電柱の移設にかかざる補正だということではありますが、本体工事と言っていいのか、本工事は入札が決まって業者が決まったと。これから予算づけをする。予算は決まった。この予算はどこに入っているのか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

まず、今回の落石工事、これについては工事費については既決予算、社会資本等こういった工事請負費があるので、それを使うという考え方で進めます。ただ、この電柱の移設に係る補償分についてはちょっとなかったことから、今回はこの電柱移設の分だけを補正をさせていただいたということであります。工事費については社会資本。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 入札かけて業者決まったのであれば、工事費額というのは。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 金額ということですね。入札結果については、先ほど申し上げましたが、9月1日に入札済みであります。そこで、1,501万2,000円の工事ということで、伊藤建設株式会社さんが落札をしているという状況でございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 落石が起こったのが7月のいつでしたっけ。それから、入札までかなり時間がかかっています。その間役場にも、何とか早くしてくださいよというその杉沢地区の皆さんからいろんな問い合わせあったと思います。それで、あそこやはり隧道の脇を道路通したので、私は当初いや、脇に迂回路でもつくれば通れるのではないかなというふうに思っていたのです。これ、迂回路もできないということの判断で全面交通どめと。住民から言わせると、あそこは最短の距離なので、遊佐の町遠くなって大変だと会う人、会う人から言われますが、一番前に座っている中央の方もそうなのです。大変だそうですね、役場まで来るのが。ということで、素人考えなのですが、落石した石が余りにも大きくて動かせないようなものでもなかったのか、片側通行で何とか対応できなかったのかなというふうに私は思っておりますが、その辺どうだったのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

落石の状況でございますけれども、落石については、現地確認されたかちょっとわかりませんが、ちょうど落石のあった箇所というのが道路ぎりぎりまで張り出しているがけ地でございます、高さもかなり、20メートル以上あるかと思えます。そこからの落石でして、実際に落ちた場所現地で確認をしますと、センターラインから川側まで飛んでいるということから、その状況からして片側1車線をあげようとすると、かなりの高さの仮設をして、しかも強固なものをつくらなければならないと。そういうことから、もしやろうとすればできないことはないのですけれども、その工事にかかる期間と工事費、期間について

はまず一、二カ月で、費用については本設置よりもかかると、そういう状況でございました。それらを勘案しますと、やはり仮設をしても結局10月、11月ころになってしまうのであれば、1カ月の違いのために2,000万円、3,000万円の金を使うのかということもありましたので、そこは地元のほうに丁寧に説明をさせていただいて、今回は全面通行動めをさせていただいて、なるべく早く工事を済ませて通行を開放したいと。ですので、工事としては12月28日までの工期を設定しておりますけれども、業者さんのほうには、実質開放できる時期が来たら一日でも早く開放しようと、そういう話し合いで今工事を進めてもらうことにしております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 自分は、あの事故は仕方ないかもしれないですけども、人に被害がなくて本当によかったなと。あれ多分夜中に起きた事故なので、夜中知らないで、幾らヘッドライトがあっても、まさか道路の真ん中に大きな石が転がっているなんて思わないので、そう思うと本当に不幸中の幸いだと。本当に後からぞっとした気持ちでいました。事故なくて本当によかったなというふうに思っています。

ということで、ああいう道路があったと。あれは、建物で言えば経年劣化で落ちてきたという判断です。そうすると、町道でも、県道でもいいのですが、ああいう先ほど4番委員は南光坊坂はそうだとおっしゃいましたが、それ以外にその町道含めた生活道路の中でああいう危険箇所はなかったのかなということをおの事故に際して町は調べたのか調べなかったのか、その辺伺います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） のり面の点検といいますか、今回あった箇所のような、本当に道路に面した危険な箇所というのは、あそこが一番ではないのかなというふうに考えます。先ほど言った南光坊も、今処理は終わっておりますけれども、下にJRがあり、そういった危険箇所としてもあそこ挙げられると思いますけれども、それ以外にまずのり面として点検をしなければならない箇所はもっとあるかと思えますけれども、今回のようなああいった差し迫った状況にあるところは、あそこが一番なのかなと思います。

のり面の点検についても、今後補助対象になって事業を行えることになっておりますので、のり面の点検を行うことにしております。それをもとにして、危険箇所であれば当然補修をしていくという形になります。今回の落石につきましては、もともと網張りしてあった箇所でしたけれども、その網が老朽化によって破損していたわけです。その穴から抜け出てきたと。設置してから40年くらい経過しております。そういった関係で、老朽化に伴うものというふうには思っておりますけれども、今後につきましては、今整備したのもも含めてのり面点検を定期的に行って、その安全管理をしていくという形になろうかと思えます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） のり面点検をこれからやっていくということでありまして。まずは、事故のなく済んだことを幸いだと思って、しっかりこれからそれらの危険箇所の点検をしていただいて、安全にさせていただきたいということを望んで私の質問は終わります。

委員長（菅原和幸君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 時間もありますので、少し私も2つほどお聞きしたいと思います。

9ページの企画費になります。14節のほうで空き家活用住宅賃借料18万円のマイナス。それから、原材料費、16節、空き家再生用原料費の185万円のマイナスに対しまして、19節のほうに移住推進空き家利用支援事業212万2,000円、空き家再生補助金に400万円の増額が上程されております。いわゆる空き家活用に関してちょっとニーズが変わってきたのかな、使い方が変わってきたのかなというような印象を受けますので、その内容についてご説明いただければと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の空き家再生事業ということでありまして、当初予算では総額350万円を使ってD I Yのチームで事業を行う予定でありましたけれども、今回今想定している空き家というのがその下水道が未整備、あとトイレ、キッチン、風呂場の水回り工事、それと耐震検査と耐震工事に相当な予算が必要になるということもありまして、総額を先ほど質問していただいた原材料費等々含めまして、総額約560万円としてやりたいと。そのうち400万円をI J Uターンの促進協議会に委託して工事を実施して、残りの160万円を使ってD I Yチームでリノベーションを行う予定という計画をしているところであります。先ほどの減額につきましては、それぞれの組み替えということでございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 横文字に弱いものですから、D I Yというのは、ドゥー・イット・ユアセルフということかと思えますけれども、いわゆる入る人が自前でやるというような意味になるのか、その辺少し説明いただければと。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 自前でリフォームをやって完成させるということでありまして、今回地域おこし協力隊をその空き家再生地域おこし事業にということで、地域おこし協力隊から来ていただいております。その方を中心に、あとボランティアの方、あとそれから今回その空き家に入られる、別に実際に事業をやる方、それらを含めて一緒になって自分の店舗といいますか、その部分をD I Yでリフォームをして、そこで事業をしていただくという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 私も、どちらかという日曜大工好きなほうですけれども、大工さんから余り自分でやるなよというふうなお叱りを受けたところもございまして、その筋の業者さんの迷惑にならないようお願いしたいと思いますし、ほかにいろいろ空き家活用で遊佐町にお越しのいろんな事例があるようですけれども、その辺も紹介いただければありがたいと思います。移住空き家利用支援事業費補助金の112万2,000円の内容についてです。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

負担金補助及び交付金の中の移住推進空き家利活用支援事業補助金ということで、112万2,000円の補正のお願いでございます。今回この事業の申し込みが非常に順調でありまして、今後も相当数の申し込みが予想されるためということで増額をお願いするものであります。これは、空き家バンクを通して空き家を購入または改修した場合に、その工事費の一部を補助するという事業内容でございます。あの空き家バ

ンクを通しての購入、賃貸が非常に順調であるということのあらわれだと思っております。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） とてもいい傾向にあるかなというふうに思います。今後とも続けていただきたいと思えます。

もう一つ、本日の一番最初に1番委員も質問しておりました新庁舎建設基本設計策定業務委託料がございました。スケジュール的なものは、先ほどお話がありましたけれども、その内容について私も一般質問の中で生産性の上がる庁舎というようなこともありますし、庁舎の性質についていろいろ既にプロジェクトチームが立ち上がっているようですので、いろんなプランが出てき始めているのかと思います。しかしながら、かなり拙速に進めないといけないような、そのようなスケジュールに先ほど感じました。いわゆる国からの補助が今そういうふうに早急に進めないといけないというような、そんなタイムリミットがあるのかどうなのか、その辺の内容についてお願いしたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

平成32年度までを事業完了とする計画で予定を立てて今進めているというお話をさせていただきましたが、ご心配いただいているとおり、非常にタイトなスケジュールになります。タイトではありますが、拙速に進めるつもりはないのです。ですから、今回補正予算をいただいて、専門のコンサルからご支援を仰ぎながらということで、まずは第1段階、庁舎内のプロジェクトチームでたたき台づくりをさせていただくということで、この辺は逐次進みぐあいに応じて議会のほうにも進捗状況の報告をさせていただきながら、もちろん素案ができた時点ではパブリックコメント等町民の皆さんからもご意見を仰ぐと、その他の手法も考えられるかもしれませんが、そういった組み合わせをしながらよりよいものを計画をつくり上げていきたいというふうに考えておりました。そのスケジュールの置き方は、おっしゃるとおり国が新たに補助メニューを制度化したということに着目をしまして、厳しいスケジュールではありますが、なるべく町民の負担を少なくしていきたいという一念がございます。

ただ、その制度の内容、これは補助事業のみならず起債も新たに創設されたわけではありますが、まだ国、県のほうに伺っても、その詳細なガイドラインについて回答が、説明が出てきておらないということもございます。報道でも、必ずしも起債につきましては32年度までのスケジュールに限らないと、限定しないというようなこともありまして、そういった質問も投げかけてきているのですが、なかなかその辺が十分制度設計が見えてこないというふうなこともありますので、状況、状況に応じて、これは別にコンクリートで固めた内容でございませぬ。修正を加えていくということも、もちろんあり得るのだと思いますが、それでもまずは最短のスケジュールで組ませていただいて、その予定内に完成できるように努力をさせていただきたいということでございます。

プランにつきましては、今庁舎内のプロジェクトをスタートさせただけで、具体的にまだそのプランにつきましては意見交換されておられません。ただ、これまでいろいろと非公式にも議論してきたこと、やはり防災拠点施設であるということのその機能の充実とか、構造をどんな形にするのか。木造なのか、RCなのかという議論の中で、これから高齢化社会を考えたときには、福祉対応というものが非常に重要なコンセプトになってくるのであろうなということと、関連して福祉施策の取り組みの課題として、ワン

ストップの窓口体制づくり、そのためにワンフロア化というようなこともひとつあわせて検討していく必要があるかなというようなこと、建物の場所の選定におきましては、今現在この元町の中心に立地しているわけでありまして、隣の防災センターとの運動性というようなことも考えまして、さらには元町のにぎわいづくりというようなことも念頭に置きまして、そういったところ、元町地内での建設を軸にというようなことを少し話題にさせているという状況で、全てはこれからの肉づけ作業となってこようかというふうに思っております。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 今の総務課長の答弁で、いわゆる思い入れが伝わってきております。まさに、やはり使うのは町民であり、職員の皆様であり、町民が使いやすい建物になればいいと思いますし、今が本当に国の補助金があるのがチャンスだと思いますので、ぜひ使いやすい施設をお願いしたいと思います。春から見ても、各課の机の位置も変わっているように、本当にいろいろ工面しているのだと思います。そんないろいろな意見というのは、これからまだ積み上がってくると思っておりますので、ぜひ頑張ってまとめていただきたいと思ひますし、我々も協力できるところは協力したいと思いますので、頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。

委員長（菅原和幸君） これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第54号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第55号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第56号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第57号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第58号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時50分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

委員長（菅原和幸君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 報告書案文を朗読。

委員長（菅原和幸君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することと決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後3時17分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成29年9月8日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸